0031589000

0031589-000

ＤＬ６８７－３

清酒専売に関する研究

日満財政経済研究会

〔１９３５頃〕

AEB

清酒專賣に關する研究

日滿財政經濟研究會

DL687
3

國立國會
43.11.12
圖書館藏書

775388

清酒專賣に関する研究

目次

第一章　清酒の生産 …… 一
第一節　清酒釀造業の経營組織 …… 二
第二節　清酒釀造法の大要 …… 一六
第三節　清酒の生産費 …… 二一
第二章　清酒の需給 …… 三三
第一節　清酒生産高の推移 …… 三四
第二節　清酒の輸出 …… 三七
第三節　清酒消費高の推移 …… 三九
第四節　清酒消費高の減退傾向 …… 四二
第三章　清酒の價格 …… 四九
第一節　清酒價格の構成要素 …… 五〇
第二節　清酒價格の変動原因 …… 五三
第三節　清酒價格決定の法則 …… 六三

第四章　清酒の市場体系……六五
第一節　清酒の取引組織……六五
第二節　清酒の取引系統……七〇
第三節　清酒の取引方法……七四
第五章　清酒と國家財政……七七
第一節　國家財政に於ける清酒税収入の地位……七八
第二節　清酒税の轉嫁現象……八四
第三節　清酒税収入の減退傾向……九〇
第六章　清酒専賣の試案……九三
第一節　酒専賣の實例研究……九五
一、各國に於ける酒専賣及酒統制……九五
二、台湾に於ける酒専賣……一〇四
第二節　清酒専賣の必要と其利益……一三三
第三節　清酒専賣實施の困難……一四五
第四節　合成清酒の製造法……一五一
第五節　合成清酒の利点……一五九
第六節　合成清酒による清酒専賣の可能性……一七五
第七節　合成清酒による清酒専賣の利益……一七八
（附録）　合成清酒専賣實施に要する資産及び其の收支計算の一例……一八三
第八節　合成清酒による清酒専賣實施案……一九一

以上

第一章　清酒の生産

第一節　清酒醸造業の経営組織

現在我國の清酒醸造業の生産規模は一般に小規模であると言へよう。

いま昭和八酒造年度に於ける休造を除く本邦内地清酒製造場数を造石高により區分すると、一万石以上の僅に三に過ぎず、五千石上一万石未満は二二であり、千石以上五千石未満は九七五であつて、千石以上合計は一、〇〇〇であつて總数七、九七五に対して僅に一二%に過ぎない。然るに五百石以上千石未満は一、七五四で二二%であり、五百石未満のものは四、七五四であつて實に總数の六〇%を占めてゐるのである。

而してかくの如き小規模の清酒製造場は全國各地に散地し、如何なる村落にも行くも之を見ざるはなき程であると言へる。

昭和八酒造年度に於ける製造場数は休造のものを除き七、九七五、その査定高四、〇一二、四三四石であり、一製造當り査定高は僅に五三四石である。（註）

註、清酒醸造業の生産規模が大規模となり得ない理由の一つはその醸造方法が極めて複雑多岐なこと、即ち並行複醗酵法であることによるものとも言はれてゐる。

日本興業銀行調査課、「調査月報」（昭和九年六月）三三頁。

尚、矢部規矩治博士も『製麹法の如き手数を要する事、現在の通りでは大量生産を行ふ事が困難である』と云はれてゐる。

矢部規矩治博士「飲食物製造業の概況」

日本工業大観、七〇二頁、

清酒醸造業の生産規模が一般に小規模であることは、單に一製造場當り査定石数についてのみならず、商工省工場統計表により、一工場当り従業者数、生産額について見るも略々窺ひ知るを得るのである。

かくの如く清酒醸造業の生産規模は一般に小規模であり、その企業形態も個人経営のものが大多数で、會社組織のものは少数であつて、仮令株式組織に依る大規模経営のものが存在しても、同族會社と看做すべきものが大部分を占めてゐて、個人・経営と相去ること遠くはない有様であると言はれる。

清酒醸造業の株式が東京大阪の兩取引所に一株でも上場されてゐないのに徴しても、清酒醸造業の経営組織の規模の小なることは凡そ推して知ることが出來るであらう。（註）

註、日本興業銀行調査課、「調査月報」（昭和九年六月）三三頁参照。

上述せる如く、清酒醸造業の経営組織の規模は小であるが、茲に無視し得

ないのは清酒醸造業集中の趨勢の存することである。

即ち明治三十五酒造年度に於ける査定高は三三〇万石であり、昭和八酒造年度に於けるそれは四〇一万石であるに対し、他方免許人員は一二、二〇八人より七、五七〇人に減少してゐるのであつて、従つて清酒醸造業者一人當りの査定高は二七一石より五三〇石に増加し、約・倍の増加を示してゐることである。清酒醸造業集中の趨勢は明かな事實である（註）

註、汐見博士は清酒醸造業集中の趨勢を論じ、その原因は生産方面よりも寧ろ販賣方面に求めねばならぬと言つてゐる。

『一蔵の生産高が一定し且つ多数の蔵の連結が多くの利益を齎さないとせば、清酒醸造業の大規模経営の利益を生産方面に求むる事は之を断念せねばならぬ・然らば販賣の方面はどうであらうか。清酒の消費者の大多数は、其消費する清酒其者よりも寧ろ清酒の商標に大なる信用を拂つてゐる・従つて大企業の長所は、生産の方面よりも寧ろ販賣の方面に現はれるのである・

大醸造家は原則として有名なる商標を有し、従つてその醸造にかゝる清酒は容易に且つ高價に販賣し得るのである。之に反し、小醸造家は、

生産方面にては大醸家と対等の地位に立てるに拘らず、販賣方面に於ては、有名なる商標を有せざる結果として、常に不利なる立場に置かれてゐる。茲に於てか、買酒なる変態現象が発生するのである。即ち小醸造家は生産の技術的方面のみに没頭し、自分の生品を無印にて直に大醸造家に賣却する事によつて販賣の商業的方面を断念するのである。大醸造家は、自家の製品に自家の商標を附して販賣するのみならず、適当なる品質の清酒であらねば之を小醸造家より買ひ上げ自家の商標を附して市場に提供するのである。この二つの立場よりして、小醸造家と大醸造家との間に買酒なる変態現象が大小醸造家の間に行はれる事は、販賣方面に於ても如何に商標の力が偉大にして且つ如何に大企業組織が有利なるかを示してゐる。而も小醸造家が買酒の手段によつて自ら市場に出づる事を断念する結果は、延て醸造それ自身をも断念する事となるのである。清酒醸造に於て小企業が衰へ行くのは、一に販賣方面に其原因を求めねばならぬ。』

汐見三郎、日本財政の特殊問題、二六五―二六六頁。

清酒醸造業集中の趨勢を助くるものとして法律が『一定限以上の大規模の生産のみを許す』事情も挙げられねばならないであろう。

神戸正雄、租税研究、第八巻　二一七頁

即ち制限石数の存在することそであつて、酒造税法第五條によつて一酒造年度間清酒については三百石以上を製造する者に非ざれば酒類製造の免許を與へないことに定められてゐる。この法律は大正七年四月一日より施行された。但し酒造税法施行の際現に酒類製造者たるものに限り從前の例により清酒については百石を以て制限石数とすることゝなつてゐる。（酒造税法大正七年法律第六號附則）

六

昭和8酒造年度査定石別清酒製造場数表

査定石数	製造場数	製造場総数ニ対スル百分比
10,000石以上	3	0.04%
5,000石以上	22	0.28
3,000石以上	75	0.94
2,000石以上	121	1.52
1,000石以上	*1 779	9.77
700石以上	748	9.38
500石以上	*2 1,006	12.61
300石以上	*1 2,193	27.50
200石以上	1,076	13.49
100石以上	*2 1,478	18.53
50石以上	*2 6	0.08
10石以上	*2 1	0.01
10石未満	—	
休造	*22 467	5.86
合計	*32 7,975	100.00

備考，＊印ハ副業トシテ清酒製造ヲ行フモノ
製造場数百分比ニ於テハ副業トシテ清酒
製造ヲ行フモノヲ含マズ、筆者ノ算出ニカヽル。
大蔵省主税局、主税局統計年報書ニ據ル。

七

清酒製造場数及査定高表

酒造年度	製造場数	査定高	一製造場当査定高
大正元年	10,665	4,129,009石	387石
3年	10,390	3,683,029	352
5年	10,154	4,607,569	449
7年	10,182	4,932,861	479
9年	9,791	4,256,224	431
11年	9,958	5,554,597	554
13年	9,863	5,179,862	545
昭和元年	9,587	4,804,035	527
3年	9,168	4,668,618	538
5年	8,773	3,581,525	456
7年	8,199	3,807,989	513
8年	7,975	4,012,434	534

備考、大蔵省主税局、主税局統計年報書に據る。

査定石別清酒製造場数表

査定石数	製造場数	
	大正元酒造年度	昭和八酒造年度
10,000石以上	—	3
5,000 〃	7	22
3,000 〃	37	75
2,000 〃	99	121
1,000 〃	665	779
700 〃	701	748
500 〃	936	1,006
300 〃	2,095	2,193
200 〃	2,037	1,076
100 〃	3,209	1,478
50 〃	48	6
50石未満	13	1
休造	818	467
合計	10,665	7,975

備考、大蔵省主税局、主税局統計年報書に據り作成。

道府縣別清酒工場數及生産額

	工場數	生産額	
		數量	價額
北海道	76	217.08	9,414,318円
青森	33	71,191	2,808,741
岩手	86	101,535	3,788,674
宮城	67	97,022	3,695,822
秋田	135	187,507	7,978,462 4,162
山形	105	169,117	6,364,324
福島	36	56,256	2,072,332
茨城	132	110,609	4,217,689
栃木	54	78,693	3,079,483
群馬	86	77,639	2,901,267
埼玉	96	161,656	6,362,517
千葉	68	86,647	3,528,926
東京	18	19,559	816,814
神奈川	47	73,747	2,894,624
新潟	195	195,098	7,661,942
富山	55	78,545	2,428,263 31,000
石川	90	87,804	3,512,946
福井	103	73,110	2,806,629
山梨	31	37,213	1,445,851
長野	169	171,794	6,942,176
岐阜	96	76,559	3,029,428
靜岡	51	71,423	2,864,622
愛知	176	194,360	7,920,233
三重	104	89,890	3,656,734
滋賀	95	114,082	3,545,260
京都	211	276,941	14,371,735
大阪	109	152,606	5,977,944 1,391,719
兵庫	489	1,025,895	43,508,580
奈良	79	104,742	4,114,370

免許人員一人當り清酒査定高表

酒造年度	免許人員	査定高	一人当り査定高
明治35年	12,208人	3,309,017石	271
明治40年	11,273	4,368,977	387
大正元年	10,902	4,129,009	378
6年	9,862	5,084,567	515
8年	9,795	5,877,162	600
12年	9,487	5,449,080	573
昭和元年	9,119	4,804,035	527
4年	8,526	4,238,383	497
8年	7,570	4,012,434	530

備考、大藏省主税局、主税局統計年報書に據る。

但し一人当り査定高は筆者の算出にかゝる。

和歌山	37	88,353	3,474,568
鳥取	17	27,919	1,156,276
島根	106	83,228	3,439,903
岡山	186	212,880	8,064,722
廣島	302	325,651	13,560,537
山口	154	115,479	4,703,013
徳島	10	8,174	317,285
香川	49	83,393	2,929,132
愛媛	160	157,438	5,292,303
高知	96	77,498	3,370,393
福岡	243	396,550	14,681,442
佐賀	113	143,106	5,421,105
長崎	26	33,754	1,294,609
熊本	46	59,730	2,512,717
大分	154	109,296	4,968,504
宮崎	12	13,010	529,023
鹿兒島	4	1,378	80,500
沖縄	—	—	—
計	4,807	6,295,158	249,506,738 1,476,881

備考、商工省、昭和9年工場統計表に據る。

和酒工場數、從業者數、及生産額

	工場數	從業者數	一工場当り從業者數	生産額	一工場当り生産額
醸造業	6,468	84,986人	13人	487,017,703円	75,296
和酒	5,054	63,714	12	302,422,430	59,838
泰酒	15	3,279	218	92,531,875	6,168,792
洋酒	13	201	15	2,633,303	202,561
醤油味噌及食酢	1,386	17,792	12	89,430,095	64,523

備考、商工省、昭和9年工場統計表に據る。

但し、一工場当り從業者數及生産額は筆者の計算にかゝる。

工場数及従業者数

			職工5人以上10人未満使用工場		職工10人以上15人未満使用工場		職工15人以上使用工場		職工30人以上50人未満使用工場		職工50人以上100人未満使用工場		職工100人以上200人未満使用工場		職工200人以上500人未満使用工場	
	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数	工場数	従業者総数
醸造業	6,468	84,986	4,399	32,658	916	12,679	879	19,343	168	6,903	69	5,146	28	4,638	9	3,619
和酒	5,054	63,714	3,283	25,457	818	11,171	759	16,034	136	5,414	48	3,502	11	1,903	1	233
泰酒	15	3,279	1	9	—	—	—	—	—	—	3	290	7	1,352	4	1,623
洋酒	13	201	9	52	1	24	3	95	—	—	—	—	—	—	—	—
醤油味噌及食酢	1,386	17,792	1,106	7,110	97	1,484	119	3,214	32	1,489	18	1,354	10	1,383	4	1,758

酒工場生産額

職工15人以上30人未満使用工場	職工30人以上50人未満使用工場	職工50人以上100人未満使用工場	職工100人以上200人未満使用工場	職工200人以上500人未満使用工場
92,246,570	41,323,803	50,311,575	65,075,036	59,494,331
73,998,899	34,190,790	33,843,069	14,679,407	1,096,240
—	—	5,557,853	40,773,309	46,200,713
1,438,273	—	—	—	—
17,409,398	7,133,013	10,910,653	9,622,320	12,197,378

工酒清別数業従

	総類	職工5人以上10人未満使用工場	職工10人以上15人未満使用工場
醸造業	487,017,703	121,349,781	56,616,607
和酒	302,422,430	94,760,240	49,853,785
麥酒	92,531,875	—	—
洋酒	2,633,303	400,380	794,650
醤油味噌及食酢	89,430,095	26,189,161	5,968,172

備考、商工省、昭和9年工場統計表に據る.

従業者数別清

	総数	職工5人以上10人未満使用工場	職工10人以上15人未満使用工場
醸造業	84,986	32,658	12,679
和酒	63,714	25,457	11,171
麥酒	3,279	9	—
洋酒	201	52	24
醤油味噌及食酢	17,792	7,110	1,484

備考、商工省、昭和9年工場統計表に據る.

第二節　清酒醸造法の大要

清酒醸造法の大要を述ぶるに先だち、仕込時期、從業員について一言したい。

一、先づ仕込時期であるが、清酒醸造期間は他方により多少異るが、氣候の関係上寒地は比較的長く、暖地は短いのを通例とし、大体十月に始まり、翌年三月を以て終了する。而して其期間中十月には桶洗ひを行ひ、十一月の中旬頃迄には醸造準備は全く終るのである。十一月下旬又は十二月初め頃より白米を洗ひ之を蒸して麹を造る。

十二月下旬より酛造りをなし、本仕込は年越後より開始される。斯くて三月を以て略仕込を終るのであるが、大体四月中旬頃迄に一切の操作を完了するものである。（註）

註　日本興業銀行調査課、「清酒工業に就て」調査月報、（昭和九年六月）二頁参照。

二、酒造に從事する労働者を一般に藏子と呼んでゐる。

藏子は(一)杜氏（トジ又はトージ）（又は老叟（オヤジ））の外に(二)頭（カシラ）及び衛門（麹師又は大師とも言ふ）(三)酛廻り（上酛廻り、下酛廻りの區別を為すことあり）、(四)道具廻し（内道具廻し、外道具廻しの區別を為すことあり）(五)上人（ジョウビト）、(六)中人（ナウビト）(七)下人（シタビト）、(八)飯焚（スシタキ）（見習）の区別がなされてゐる（註一）

藏子の人数は各醸造場造石高及仕込中の繁閑に依り一定しないが、一般に一、二月の最繁忙期に於て普通所謂千石藏は十七、八人程度の人員を使用するのである。

今藏子の人員を千石当り各時期に就いて見るに十月（秋洗）六、七人、十一月十二、三人、十二月（仕込始め）一月、二月（仕込中）十七、八人、三月（仕込終り）十人位、四月（火入）六、七人程度を必要とするものと見られてゐる。

藏子は筋肉労働者であると同時に一般に技術労働者であると言へる。之は上方になるに從ひ一層其傾向顕著で、殊に杜氏（支那周時代に杜康と呼ぶ酒造りの名人あり、之に原由して酒工の長を杜氏と称するやうになつたと傳へられてゐる）は特定の酒造家に専屬し、一倉の醸造を司る責任者であつて、特殊の技能を有するものである。

從つて杜氏は自己の保有する獨特の技能は之を成るべく秘密にして他に知られるを欲しないのである。故に上位の藏子には出來る限り自己の肉親又は

其の出身地の者を採用して其技能を保持し、新設又は入替等のために新に杜氏の必要ある場合は其勢力を拡めんとする傾向が頗る濃厚である。杜氏の出身地が大抵各地方、区域に集中してゐるのも亦かゝる理由によるものである。と言はれてゐる。

尚醸造期間中に於ける杜氏を主班とする蔵子の生活状態は一種の家族生活を営むものであつて、これ其の環境即ち醸造工程の微妙性の然らしむるところであると言へよう（註二）

註一、日本銀行調査局編「酒造業に関する調査」（大正九年）七頁参照。

註二、日本興業銀行調査課、前掲書、三、四頁参照。

三、清酒醸造法の大要

我酒造法の特徴は一時に多量の原料を醗酵することなく、酵母の発育に従ひ漸次蒸米、麹及水を添加し、徐々に醗酵作用を営ましむる事である。此方法によれば少量の酛（又は酒母）を使用して多量の原料を醗酵せしめ得べく、又アルコール醗酵を調節して香味を佳良ならしむるものである。もし多量の酛を使用して一時に多量の原料を醗酵せしむる時は、酒精醗酵は急激に失して風味が良好でない。

醸造方法は地方によつて多少の相異があるが、一般に行はるゝ方法はそを添、仲、留と称する三行程に分けて酛に蒸米、麹、水を加へて醗酵を継続せしむるものである。

原料の割合は大凡次の如し。

原料	蒸米（斗）	麹（斗）	水（斗）
酒母（酛）	五・〇〇〇	二・〇〇〇	六・〇〇〇
添	一〇・〇〇〇	三・〇〇〇	一一・〇〇〇
仲	二〇・〇〇〇	六・〇〇〇	二六・〇〇〇
留	三六・〇〇〇	一〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇

備考、蒸米、麹の量は使用せる白米の量、白米一斗は重量一五瓩、水一斗は重量約一八瓩。

A、麹は蒸した白米に麹菌を蕃殖せしめたるもので、全粒白色の菌糸を以て被はれ、其目的は麹菌の分泌するヂアスターゼの働を籍りて、米粒中の澱粉を糖化せしむる為である。

之を製造するには白米をよく洗ひ、二四時間水に浸漬し、後蒸し、三二―三三度に冷却した時麹室に取込み種麹（一名モヤシ）を撒布し、床揉、切返、

盛、中仕事、仕舞仕事等の操作を経て三日目に出來上るものである。

B、酒母（又は酛）は麹、蒸米及水を混合して時々攪拌しつゝ放置すれば次第に糖分を増し、麹に附着せる清酒酵母（特に純粹培養酵母を加へる事がある）は次第に繁殖し微弱なる醗酵を始め、漸次旺盛となり溢るゝばかりの泡沫を生ずる時機を窺ひ数箇に分ち冷却し、後合併して全く酛製造を終り、茲に甘、酸、苦、渋、辛の五味を有し、少数の細菌並に米粒の碎片等を認むるの外殆ど純粹の清酒酵母のみより成るものとなる。良き酛中に存在する酵母数は酛液一瓩中に二五、〇〇〇万以上である。

右の如き割合で酛に順次麹、蒸米、水を添加し、温度の調節及攪拌等により糖化醗酵を相並行せしむる時は、麹菌によりて分泌せられたヂアスターゼは蒸米の澱粉を糖化し、爰に生成せられたる糖分は直に酵母の爲に醗酵され、アルコール及炭酸瓦斯其他の副産物を生ずる。仕込後一七―一八日を経て醗酵沈静し、後圧搾して粕と清酒とを分離する。搾取した清酒は滓引と称し、沈澱法によりて沈渣を除去する事二―三回、全く透明となつたものは火入と稱し、酒中に存在する微生物の殺滅と酒の成熟を促進する意味に於て攝氏五六―五七度に熱し、貯蔵桶に移し目張りをして貯蔵する。貯蔵中酒は動もすれば細菌の発育により不快の臭氣を放ち、漸次酸を増加し変質する事があるから、政府は清酒一石に付サルチール酸十匁以内の量を限度とし防腐剤として其使用を許可してゐる。然しサルチール酸以外の防腐剤は衛生上有害物と認むべきものであるから、之が使用は法令によつて禁止せられてゐる。

貯蔵中成熟したものは之を杉樽又は瓶詰として販賣する。其間少くも四―五ヶ月乃至七―八ヶ月を要する。

註、鈴木梅太郎博士、「日本酒及合成酒」日本工業大觀　七一九―七二〇頁による。

第三節　清酒の生産費

清酒の生産費はどれ位か。これを正確に知ることは甚だ困難であり、全國各地の大小酒造家について一概に論ずることは殆ど不可能であると言へる。

それは何故であるか。清酒の生産費は時、処を異にするによつて生産事情が相異し、各地各酒造家によつて相異するのであつて、劃一的ではないから

である。殊に其の仕込当時に於ける経済界の情勢、延いては造石高の多寡、米價の高低、清酒の品質的相異、藏子給料其他諸種の事情に支配される處が頗る大である。清酒の販賣價格が最低五、六十銭より最高七、八円に至るまで甚だ區々であり、其の品等の極めて雑多なるを想へば清酒の生産費が如何に種々様々であるかゞ窺はれ得るであらう。從つて生産事情を異にする全國各地の入千の大小酒造家について一概にその生産費を論ずることは不可能といふも差支ない。

然しながら生産費を構成する諸要素は大体大同小異であつて共通してゐる。從つて次に生産費を構成する諸要素に就き概略を述べ、標準的なるものを採つてその生産費について概觀的採算をしてみることは可能であり、また無用の業でもあるまい。（註一）

註一、日本興業銀行調査課、調査月報、昭和九年六月号、一四頁。鉄道省運輸局、茶、煙草、清酒、麥酒、清涼飲料水ニ関スル調査（大正十五年三月）一二頁。商工省商務局、商取引組織及系統ニ関スル調査（清酒）昭和六年一月、二九頁。「清酒價格の構成」(上)、ダイヤモンド昭和十年九月十一日号参照

生産費を構成する諸要素を大別すると、原料費、醸造費、営業費、酒造税等とすることが出來る。

生産費構成の第一要素は原料米である。然らば原料米一單位当り清酒並に其副産物たる粕はどれ位生産されるか、之は仕込方法の如何により相異するものであるが、大体清酒は所要白米の約一倍半を生ずると觀て差支ない。（註）

清酒歩合表

	原料及産				
	白米	其他の原料	水	焼酎	醸
昭和3年	3,318,535石	石 —	3,465,807石	石 50	5,722,999
4年	3,004,146	麦 6	3,114,226	49	5,133,566
5年	2,560,650	麦	2,642,965	39	4,391,645
6年	2,360,899	玉蜀黍 36 麦 21	2,428,138	98	4,040,914
7年	2,752,485	麦 25 清酒粕 36	2,808,468	94	4,695,189
8年	2,932,231	麦 15 清酒粕 1,003	2,967,768	83	4,997,728

備考、大蔵省主税局、主税局統計年報書ニ據ル。

歩合表

出品		歩合				
清酒	粕	白米一石に対する水	白米一石に対する醸	醸一石に対する清酒	白米一石に対する清酒	白米一石に対する粕
5,017,116石	32,503,172	1,044	1,725	0,880	1,512	9,794
4,555,427	26,270,532	1,037	1,709	0,887	1,516	8,745
3,849,338	24,759,180	1,032	1,715	0,876	1,503	9,669
3,529,705	23,608,031	1,028	1,712	0,874	1,495	9,999
4,093,192	27,781,770	1,020	1,706	0,872	1,487	10,093
4,312,527	31,980,043	1,012	1,704	0,863	1,470	10,902

優良米の買入は米價の上騰を招來し、剩へ精白度の向上と相俟つてそれ丈生産費は遞増する。然るに醇良酒を醸造するには優良米と高精白は必須の條件であるが、殖りに多量の高價米を使用し、極度の掛減を行ひ、かくて販賣價格を吊上げて果して所望の需要があるか、採算が引合ふかは甚だ疑問である。茲に酒造家の技術を必要とする所以であつて、酒造家は常に財界の狀勢を觀察し、種々の地方的事情を參酌して其年の造石高の多寡、之に對する米の買入、掛減の程度等を考慮しなければならない。(一般に高精白の吟醸物の需要小範圍に限られてゐるので之を從とし、寧ろ二三割減の普通物を醸造するのが通例である。)(註)

註、酒造組合中央會、佐藤貞雄氏が筆者に語られしところによると、品評會等に出品する清酒には七割八割の掛減を行ふものがあるとのことである。

尚仕込期に於ける米價の変動は清酒の生産費算定の基礎に大なる影響を與へるものであるが、いま米價の造石高生産原價に對する關係を述べれば次の如くである。即ち

一、仕込期に米價騰貴すれば造石高は減少し生産原價は上騰する。

二、仕込期に米價低落すれば造石高は增加し生産原價は低下する。

次に醸造費は営業費と共に極めて複雑なる内容から成る。之に最も重大關係を有するものは從業員たる藏子の給料である。其の使用人員は仕込中の繁忙閑散兩期に於てそれ〳〵相異するが普通十二月、一月、二月を以て最繁忙期とし大体千石藏で十七、八人を使用する。而して其給料は酒造期間中を通じて大約醸造費の六割を占め、杜氏は技能に依ること勿論であるが其中約二割余を占めると觀て差支ない。藏子の給料食費に次ぐものは燃料費、精米費、汲水費等がある。燃料は最近に於ては石炭代騰貴の結果地方に依りては割安な薪に轉向する傾向が著しいとのことである。精米費中には電力料、精米人夫賃、器具、械修繕費等を含む。汲水費は自ら良水を所有せざる酒造家にありては相当多額に達する。清酒の器具機械に就ては他の製造工場に比して左程重大視する必要はないが、豫め一定限度を定めて減價消却を行ふ必要がある。また酒藏修繕費、酒造容器修繕費等は相当多額に上る。其他醸造費としては種麹の費用、莚代等其他種々の要素を考慮せねばならない。

酒造税はいふまでもなく清酒生産原價中大宗たるもので過半を占め、現在一石当り四十円の高率な税が課せられてゐることは周知のごとくである。然

し一方清酒は上槽後蔵出に至る迄率引欠減、貯蔵欠減あるを以て之が賦課に当っては現在造石高の百分の七を率引減量、貯蔵残量として控除されること になってゐて、これが多少とも生産原価昂騰の緩和剤となってゐるのである。

営業費は最も錯雑せる内容を有する。その主なるものとしては店員給料食費、諸税、運賃樽代、瓶代、廣告費、交際費等があり、貸倒金の處分等も考慮すべきであり、其他電燈電話料、通信費、印刷費、組合品評会出品に対する経費等がある。

尚清酒採算に当って注意を要するは其副産物たる酒粕、糠、空俵等より生ずる雑収入の相当なる金額に上ることである。而して其収益は普通従業員に対する一切の経費並に酒造税を除く一般の公課を支弁するに充分であるとさへ言はれてゐるのであって、清酒採算上看過し得ないものである。（註）

註、日本興業銀行調査課、調査月報、昭和九年六月号、一四一一六頁。商工省商務局、商取引組織及系統ニ関スル調査（清酒）昭和六年一月、二九一三二頁参照

以上清酒の生産費に就て大略を述べたが、清酒一石当り生産原価は何程であるか。先づ清酒一石当り生産原価の見積式を示せば大体次の如くである。

清酒一石生産原価見積

清酒一石生産原価＝原料費＋醸造費＋営業費＋酒造税

（但し歩合（一一歩引歩合歩合少））

次に一例を以て地方酒造家（造石高千石）に就いて昭和七年度一石当り生産費を数字を以て示さう。之は銘醸地所在のものでなく、中央市場との取引も殆んどなく又其計算方法も亦極めて不分明であるから、之を以て直ちに一般を推測するは或は当を得ないかも知れないが、然し清酒の生産費に関する大体の概念丈でも知ることは出来ると思ふ。

先づ清酒造石高千石に対する総生産費を示せば次の如くである。

	金額（単位円）	生産費中に占むる百分率
原料費	一八、八九〇	五六・九九
醸造費	五、三一〇	七・五七
営業費	八、五八〇	一二・二六
酒造税	三七、二〇〇	五三・一五
合計	六九、九八〇	

右原料費は糯米玄米取合せ二百俵に対する代金と之に附随する買入諸費用

を含有するものである。而して造石高千石に於て控引減量、貯藏減量百分の七を控除すれば査定高は九百三十石となり、之に対する酒造税は三万七千二百円となる。

次に醸造費並に営業費の内容を示せば次の如くである。

醸造費（一五、三一〇円）の内容

藏子給料	二、四二四
藏子食費	三五〇
杜子給料	七〇〇
石炭代	四〇四
精米機減價消却並ニ修繕費	二五〇
精米人夫賃	三五四
莚代	一二〇
種麹	八〇
其他雜費	二五五

営業費（八、五八〇円）

店員給料	一、二〇〇
店員食費	四三〇
電燈電力代	一、〇〇〇
諸税金	七〇〇
廣告料	四〇〇
樽代	四〇〇
瓶代	五〇〇
諸運賃	八〇〇
建物修繕並ニ減價消却費	四〇〇
器具器械補填費	二〇〇
印刷費	二〇〇
通信電話料	一五〇
其他雜費	二、二〇〇

右に示すごとく醸造費中藏子関係の諸費は約六割五分、次いで燃料費が七分六厘余を占め、営業費に於ては店員関係の諸費一割八分九厘、電燈電力代一割一分六厘、運賃九分三厘、諸税八分一厘等其主要なるものである。

以上を綜合するに酒造税は過半を占め、之に次ぐもの口原料費であり、営

業費、醸造費の順である。而して其の總計は六万九千九百八十円にて之を査定石数九百三十石（率引減量貯蔵減量を控除せしもの）の一石当り生産費は七十五円二十四銭となる。（註）

註、日本興業銀行調査課、調査月報、昭和九年六月号、一六一一八頁参照。
現述のごとく右は地方酒造家（造石高千石）に就いて昭和七年度一石当り生産費を掲げたもので一例に過ぎない。然るにダイヤモンド社の清酒の原價に関する調査も略々右と一致してゐることは次に示すごとくである。

ダイヤモンド社の調査せるところによれば

清酒の原價（一石当り）

用米代	一八・四一円	二七・〇%
租税	四〇・〇〇	五六・四
醸造労賃 其他雑費	一二・五〇	一七・六
計	七〇・九一	一〇〇・〇

であって、此表には一石当りの償却金、其他の支拂利子、荷造化粧の費用は含まれてゐないのである。（註）

註、清酒價格の構成(上)ダイヤモンド、昭和十年九月十一日号参照。

以上よりして清酒の生産費並に其の構成要素の占むる割合について大略ながら知り得ること、思ふ。

第二章 清酒の需給

第一節　清酒生産高の推移

清酒生産高の推移を一瞥するに、その全盛期は既に過ぎたと言へるであらう。

即ち数字を擧げて説明すれば、清酒の査定高は明治三十五年（註）には三、三〇九千石であつたが、日露戦役後の明治四十年には四、三六九千石に増加してゐる。而して大正八年の世界的好景気時代には、実に五、八七七千石と空前の増加を示したのである。然るに世界大戦が終熄し、恐慌の波が我國にも襲来したる大正九年には四、二五六千石と減少してゐる。然し、翌年、大正十年には五、五三〇千石と増加してゐる。大正十一、二、三、四年には夫々高低はあるが五百万石を維持してゐたのであるが、昭和元年には四八〇四千石と減じ、五百万石台を終に破つたのである。然るに、其後、昭和元年の四、八〇四千石を突破する年はなく、昭和六年のごときは、実に三、二八五、石に減じたのであるが、昭和八年には四、〇一二千石に増加してゐる。

註、これは酒造年度であつて、明治三十五年十月から翌明治三十六年九月に到る一ヶ年を指すのであつて、以下同様である。

次に清酒生産高の推移を示さう。

清酒査定高

酒造年度	査定高
明治三五年	三、三〇九、〇一七石
〃　四〇年	四、三六九、九七七
大正　元年	四、一二九、〇〇九
〃　八年	五、八七七、一六二
〃　九年	四、二五六、二二四
〃　一〇年	五、五三〇、三三一
〃　一一年	五、五五四、五九七
〃　一二年	五、四四九、〇八〇
〃　一三年	五、一七九、八六二
〃　一四年	五、一四七、七七〇
昭和　元年	四、八〇四、〇三五
〃　二年	四、五二〇、七一一
〃　三年	四、六六八、六一八
〃　四年	四、二三八、三八三
〃　五年	三、五八一、五二五
〃　六年	三、二八四、五〇四
〃　七年	三、八〇七、九八九
〃　八年	四、〇一二、四三四

備考、大蔵省主税局、主税局統計年報書に據る。

第二節　清酒の輸出

清酒の輸出高は極めて微々たるものであつて、昭和十年に於ける輸出高は三〇、〇四六石で生産高の一%にすら達しないのである。いま、その主要仕向地を見るに、関東洲六、七七三石（二二・五四%）満洲國六、七七三石（二二・五四%）中華民國三、一一一石（一〇・三五%）北米合衆國二、〇七二石（六・九〇%）が主なるものであつて、其他には布哇二七七石（〇・九二%）加奈陀二三四石（〇・一一%）に過ぎない。而して清酒の輸出さるる大部分は在外邦人の飲用に供せられるものであつて満洲國への輸が昭和七年以來劇増してゐるのは満洲國へ邦人の移住せるためである。北米合衆國は昭和七年秋十三ヶ年に亘る禁酒法を撤廃したので昭和八年以來北米合衆國に於ける邦人の新規需要が起つて輸出の増加を見たのである。

尚日本酒の海外輸出を盛んならしめんとして現に灘地方の酒造家は日本酒對米輸出聯盟を組織し、米國の関税の修正に對し熱心に運動しつゝある。（註一）また数年來酒造組合中央會は政府當局に對して酒類の海外輸出上に関して今一段大藏省醸造試驗所の適切なる研究を求むると共に輸出宣傳を奨勵する為め之が研究費として年額二十万円を支付せられんことを要望懇請してゐる。（註二）

註一、酒造組合中央會、通信、昭九・五参照

註二、同、昭十一・十・五参照

尚本節に関しては

三菱経済研究所、日本の産業と貿易の發展、四一四頁

日本興業銀行調査課、調査月報、昭九・六、三六頁参照。

本邦清酒輸出統計（單位石）

	滿洲國	關東州	中華民國	露領沿海州	北米合衆國	加奈陀	布哇	計（其他ヲ含ム）
昭和4年	—	8,495	7,332	125	—	1,195	7	17,612
5年	—	8,938	5,172	425	—	882	—	15,856
6年	—	8,353	3,949	152	—	472	2	13,251
7年	1,766	18,180	4,623	245	1	288	—	25,328
8年	4,170	17,180	2,297	233	496	222	357	25,284
9年	5,053	17,999	2,321	369	3,222	573	1,862	31,848
10年	6,773	16,775	3,111	271	2,072	234	277	30,046

備考、大藏省、大日本外國貿易年表に據る

第三節　清酒消費高の推移

第一節にて、清酒生産高の推移について述べたが、次に清酒消費高の推移を一瞥しよう。

清酒の消費高の大体の推移は前述せる生産高の推移から知れられるのであるが、一層嚴密に消費高を求めようとするならば、前年度よりの持越高にその年の査定高を加へ、この和がその年の供給高であり、これより、輸移出高及年度末在荷高の和を差引けるものが、その年の内地消費高と推定されるのである。

清酒消費高が最高を示したのは大正十二年で五、三五九千石である。この年はまた供給高も最高を示し、八、二四一千石である。

大正五年の内地消費高は四、三八四千石であり、供給高は六、一〇〇千石であるが、其後、大戰中、戰後を通じて激増を示して來た。然るに、大正十二年以降は内地消費高は漸減の傾向を辿り、昭和七年には三、五八九千石に減じた。昭和八年には幾分盛返し三、七七〇千石を示してゐる。

かゝる清酒の内地消費高の減退の徴は既に大正十二、三年以降に表はれてゐるのであつて、それは査定高の減少にも拘らず、持越高が漸増して來たので

ある・即ち大正十一年の査定高は五、五五五千石であったのであるが、それが大正十五年には四、八〇四千石となってゐる・然るに大正十一年への持越高は二、三八五千石であるが、大正十五年へのそれは二、九六〇千石と逆に増加してゐる・これは清酒に對する需要の減退せるを物語るものである・清酒消費高減退の傾向は其後も著しく、昭和六年のごとき、その査定高は僅かに三、二八五千石であり、これを大正十一年に比すれば實に四割一分の激減である・然るに同年の持越高は二、三二二千石であって、大正十一年に比し僅かに二分七厘の減退に過ぎないのである・

かくのごとく、清酒消費高の減退傾向は、嚴として存し、疑ひ得ないのであるが、その原因は奈辺に存するや・この点については、次節に述ぶることゝしよう・

清酒消費高の推移

酒造年度	持越高 石	査定高 石	供給高 石	輸移出高 石	年度末現在高 石	推定内消費高 石
大正5年	1,492	4,608	6,100	67	1,649	4,384
6年	1,649	5,085	6,734	65	2,023	4,646
7年	2,023	4,933	6,956	59	2,100	4,797
8年	2,100	5,877	7,977	47	3,009	4,921
9年	3,009	4,256	7,265	62	1,938	5,265
10年	1,938	5,530	7,468	52	2,385	5,031
11年	2,385	5,555	7,940	39	2,792	5,109
12年	2,792	5,449	8,241	43	2,839	5,359
13年	2,839	5,180	8,019	34	2,889	5,096
14年	2,889	5,148	8,037	30	2,960	5,047
昭和元年	2,960	4,804	7,764	32	2,958	4,774
2年	2,958	4,521	7,479	32	2,679	4,768
3年	2,679	4,669	7,348	35	2,611	4,702
4年	2,611	4,238	6,849	28	2,588	4,233
5年	2,588	3,582	6,170	29	2,322	3,819
6年	2,322	3,285	5,607	27	1,912	3,668
7年	1,912	3,808	5,720	34	2,097	3,589
8年	2,097	4,012	6,109	38	2,301	3,770
9年	2,301					

備考、大藏省主税局、主税局統計年報書より作成

第四節　清酒消費高の減退傾向

前節に於て、清酒消費高は減退傾向を示してゐることを知つたのであるが、本節に於ては清酒消費高が減退傾向を示してゐるのは何故であるか、その原因について考察をすることゝしよう。

一般に、酒消費高と景氣変動とが密接なる関係のあることは、之を認むるに於て、吝さかであつてはならないと思ふ。(註)

註、東洋経済新報は酒消費高と景氣変動との間に密接な関係のあることを説いて次のごとく述べてゐる。

『酒の消費高の増減と、財界に於ける興奮又は沈衰等の心理的症状との間には余程密接な関係がある。株式や商品や不動産や等銀や其他色々の物の値段が上り、各人の所得が増し、そして将来をヨリ樂觀するやうな浮き〳〵した氣分が漲ふ時節には酒の消費が自ら増加し、之と反対に、物の値段が下り、各人の所得は減じ、そして益〻将来を悲觀するやうな陰惨な氣分が漲る時節には酒の消費は自ら減退する。右は常識的にさう考へられるところであるが数字的にも又事實である』と。

『酒消費高曲線と景氣変動』東洋経済新報、昭九・四・一四、参照。

然し、景氣変動の一事を以て特に清酒消費高の減退傾向を説きつくし得ると考へる者ありとすれば、それは余りにも軽率であると言はねばならない。大正元年に比して昭和八酒造年度の清酒査定高は僅かながら却つて減少してゐるのに反し、焼酎麥酒等は目覚ましい躍進を示してゐる事實を注視しなければならない。こゝに於て、特に清酒消費高の減退傾向は何に基くかについて考察する必要が生ずるのである。而してその原因は到底一、ニに止まらざるべきことは言ふまでもないが、その主なる原因として、最近に於ける経済的不況の外、酒造税の高率且不合理なること、國民嗜好の変遷等を擧げ得ると思ふ。(註)

註、特に清酒の消費が減退せる理由として次のごとき事情がその主なるものであらうと思はれる。

その一は酒造税の高率且不合理なることである。

酒造税が余りに高率で『國民の負擔力に不相應となり』(註二)而も清酒の品質如何に拘らず一律に課せらるる結果『清酒大半の消費者である無産勤勞階級へは頗る重税が賦課されることゝなり、永年不況に喘げる彼等の需要が著しく其減退を見たのは洵に當然のこと』(註三)であると言へ

る。

註一、神戸正雄、非常時の財源問題（昭和八年九月）一五七頁。

註二、日本興業銀行調査課、調査月報、昭和九年六月号、三一―三三頁その二は人口の都會集中による。

人口が都會に集中する結果、彼等の多くは都會の悪風に染み、ビヤーホール、バアー、カフエー等に出入することになり易いが、是等は『多くは新興飲料を供する所で麥酒、酒精含有飲料等の独壇場である』（註二）ことは言ふまでもない。かくて、人口の都會集中によつて清酒の消費が減退し、他面、新興飲料が目覚ましい進出を見せてゐる一因をなすものと思はれるのである。汐見博士も『新興飲料の多くは大都會に於て多く消費せられ、從て酒類清涼飲料等合計は大都會の所在地に於て断然多額を示してゐる。』ことを指摘され、『酒税の税源が種類的には清酒より他の飲料に伸び、地方的には農村より大都會に移つてゐる事を知るのである』（註三）と言はれてゐる。

註一、酒造組合中央會、通信、（昭和十年九月五日号）三頁

註二、汐見三郎、「酒税の改正を論ず」経済論叢（昭一〇・一一）二八二、三頁

その三は教育の普及向上せる結果、衛生思想が發達し、酒の節用といふ傾向が著しくなり、尚禁酒運動の影響も甚だしくはないが、無視し得ないものと言はねばならない。（註一）

註一、神戸正雄、非常時の財源問題、（昭和八年九月）一五三頁参照

その四は生活様式の変化せることである。

洋食等が一般に歓迎される様になるとこの場合日本酒より麥酒、酒精含有飲料等が用ひられることになる。尚、近來宴席の多くは洋式となり、時間を空費せざること、衛生的の見地よりして献酬をなさざるに至り、其の様式に幾多の変化を招來し、舊來の純日本式の様式に比すれば胃壊の差があること、なり、從つて時間を省略するのみならず、飲酒も本自然制限せらるるに至るため、清酒の消費は減退する結果になるのである。

又農漁山村の経済事情は窮乏の極に達し、生活改善が叫ばれることとなり、自然、舊來の様式を変更せざるを得ないことゝなつたのみでなく、生活の向上の結果、服裝其の他の方面に相當多額の消費を要するため、何れかの方面に緊縮を余儀なくされるわけであるが、比較的緊縮の容易な嗜好飲料を節約するに至るのは當然のことで、これ等の諸因が綜合し

て清酒の消費を益々減退せしめてゐるものと思はれる。(註一)

註一、酒造組合中央會、通信、(昭和十年九月五日号)三頁

その五は清酒は酔を佔ふのに不経済なることである。

大衆が経済界不況の深刻化せる結果、『甘味濃厚であり、香氣芳醇であり色澤淡麗であり又酒精分好適なる清酒を慾求するよりは嗜好飲料として資質は低下するも價格が低廉で一酌陶然の酔を佔ふのに適する酒精分強度なる酒精含有飲料焼酎に走るは自然の趨勢である』(註二)尚『元來焼酎は清酒の副産物たる酒粕から精製せられたのであつたが、甘藷の新式蒸餾法が發明せられてより無臭の優良焼酎を製造する事となり、消費者の範圍が一部地方に止らず全國的に擴がつたのである』(註三)これ等の諸事情からして清酒の消費は減退を余儀なくされるのである。

註一、酒造組合中央會、通信、(昭和十年九月五日号)四頁

註二、汐見三郎、「酒税の改正を論ず」経済論叢(昭一〇・一・一)三七一、三頁

最後に清酒は夏季の飲料に適せざることが擧げられる。

即ち清酒は燗酒をなして用ひることが通例であり、また、小盃により献酬をなすのが慣例であるから夏季の飲料としては不向であつて、加ふ

るに各種の新興飲料が其の品質を改善して嗜好に迎合するが如くに改良せられつゝある場合に於ては、清酒は一層その供給範圍を縮少されいよいよ其の消費は減退せざるを得ないこととなるのである。(註一)

註一、酒造組合中央會、通信(昭和十年九月五日)四、五頁参照。

以上の諸因が相合して清酒の消費が減退しつゝあるものと考へて甚だしき誤はないものと思はれる。

第三章　清酒の價格

日本酒及麥酒査定高表

酒造年度	清酒 石	濁酒 石	白酒 石	味淋 石	焼酎 石	總計 石	麥酒 石
大正元年	4,129	17	7	54	258	4,465	196
4	3,883	18	8	66	268	4,244	249
5	4,608	19	9	81	314	5,030	345
6	5,085	20	10	91	354	5,560	422
7	4,933	18	10	103	395	5,459	512
8	5,877	29	10	100	529	6,547	677
9	4,256	20	11	82	420	4,789	550
10	5,530	24	13	114	467	6,143	656
11	5,555	21	13	115	492	6,195	764
12	5,449	17	11	95	493	6,066	806
13	5,180	14	13	94	495	5,795	875
14	5,148	12	12	101	523	5,796	858
昭和元年	4,804	11	11	94	520	5,440	768
2	4,521	9	11	101	517	5,159	795
3	4,669	9	11	104	534	5,326	904
4	4,238	7	9	89	467	4,810	896
5	3,582	7	7	71	456	4,122	846
6	3,285	6	6	87	446	3,830	798
7	3,808	6	6	100	509	4,429	779
8	4,012	6	7	92	529	4647	960
9							980

備考　石數ハ千石單位、千石未滿四捨五入ス、　麥酒査定高ハ其年3月1日ヨリ翌2月末日迄ノ通計ヲ揚ゲ　大藏省主稅局統計年報書ニ據ル

周知のごとく、清酒は殆んど大部分が年一回に生産される商品である。此の点に於て、資本主義的工業製品と趣を異にしてゐるとも言へる。寧ろ農産物に近いものとも見られるが、其の價格は必ずしも農産物と同一系統視することは出來ない。何故かと言へば、清酒は農産物たる白米を原料としてゐるけれども、それ自体嗜好品であり、工業製品であつて、其の價格は全く独自の要素によつて構成されてゐるからである。

清酒の價格を構成する要素は何であるか。これを明かにし、次に此の清酒の價格は如何なる事情の上に立ち、如何なる原因によつて変動するかについて實證的研究を試み、最後に清酒價格決定の法則について述べること、しよう。（註）

註、「清酒價格の構成」(上) ダイヤモンド、第二十三巻第二十七号（昭一〇・九・二一）参照。

第一節　清酒價格の構成要素

清酒價格を構成する諸要素中、比較的関係の深いものと思はれる要素として需給側の要素たる生産高、特越高と原價側の要素たる租税、用米代の四を擧げることが出來よう。

言ふまでもなく清酒に對する需要の変化は清酒價格の上に影響を及ぼすものであるが、この清酒に對する需要の変化は特越高の如何となつて表はれる。實に特越高は其の年度需給の結論をなすものと言へるのである。而して特越高の増減は直ちに新年度の生産高に響くから特越高は酒價と密接に関係あるが、生産高は却つて逆に動き、生産高から酒價を説明することは困難である。

尚清酒の原價に於て租税がその過半を占め、清酒の原價の大部分は租税と用米代の兩者で占めることは既に述べたところである。從つて租税及び用米代が清酒の原價側の要素として清酒價格の構成に於ける地位は需給側の要素たる生産高、特越高と共に極めて重要なるものと言へる。（註）

註、「清酒價格の構成」(上) ダイヤモンド、第二十三巻第二十七号（昭一〇・九・二一）参照

次にこれらの諸要素が清酒の價格に對して果してどの程度の関係を有するものであるかを實證的に檢討してみること、しよう。

酒價と其の構成要素

酒造年度	酒價 円	用米代 円	租税 円	生産高 石	持越高 石	物價
大正元年度	61.99	17.84	20.00	4.129	1.700	123.7
2	43.61	16.47	〃	4.217	1.776	129.4
3	48.02	10.16	〃	3.683	2.024	134.8
4	53.77	10.03	〃	3.883	1.735	146.6
5	60.37	11.40	(7年4月)	4.608	1.492	152.3
6	72.66	18.34	23.00	5.085	1.649	238.8
7	95.81	33.16	(9年8月)	4.933	2.023	287.7
8	118.83	43.12	33.00	5.877	2.100	363.2
9	77.50	24.96	〃	4.256	3.009	266.2
10	105.25	29.86	〃	5.530	1.938	268.0
11	89.43	22.79	〃	5.555	2.385	255.7
12	80.83	25.76	〃	5.449	2.792	272.2
13	79.42	32.16	(13年4月)	5.180	2.839	272.3
14	74.75	29.79	41.60	5.148	2.889	241.3
15	74.50	28.40	〃	4.804	2.960	225.6
昭和2	74.42	24.84	〃	4.521	2.958	224.6
3	78.67	22.93	〃	4.669	2.679	224.5
4	72.67	22.62	〃	4.238	2.611	193.0
5	68.25	15.35	〃	3.582	2.588	157.2
6	72.17	13.91	〃	3.285	2.322	153.8
7	82.83	17.25	〃	3.808	1.912	179.2

備考　酒價ハ大阪卸賣相場。用米代ハ大阪上。玄米相場ハ十一、十二月平均相場ヲ清酒歩合ニヨリ算出セルモノ。生産高持越高ハ主税局統計年報書ニ據ル。物價ハ日銀指數。

註　清酒價格ノ構成（下）　ダイヤモンド　第23巻第29号　昭和10年10月1日号。

第二節　清酒價格の変動原因

清酒價格の構成要素の主なるものとして、用米代、租税、生産高、持越高の四を擧げ得るのであるが、これ等は清酒價格に對して果してどの程度の関係を有するか。

先づ用米代の影響について述べることゝしよう。

理論上から言へば、清酒原價の重要部分たる用米代の高低は直ちに酒價の騰落となつて現はれて來るべき筈であると考へられるが、實際に於ては、左程の因果関係は認められないのであつて、大正元年度以降最近まで二十一ヶ年に就いて觀察せる結果によれば、用米代は酒價変動に對して余り大きな影響力を持たないと見て差支ないものと言へよう（註）

註、この点については次のダイヤモンド社の有益なる研究がある。

先づ同社の用米代の算出方法について述べよう。

酒價に関係ある米價は十一、十二月の相場であり、又我國酒價の中心地は阪神であるから、米價は大阪市場上玄米相場の十一、十二月の平均を採り、主税局調査の清酒歩合より算出して清酒一石の原料白米の量を出し、それに、大正元年度——十年度までを、掛目一割三分、十一年度——十

五年度を一割、昭和二年度――七年度を八分三厘として玄米に換算し、（搗減率を変へたのは精米機の改良により搗減りの減少を見込んだためであると言ふ）それを、上玄相場に乗じたものを用米代としたのである。別表はそれである。

用米代と酒價との関係について次の如く述べてゐる。

『最初に、大正元年度から十年度までの期間についてみるに、酒價の最安値は二年度の四十三年六十一銭で、其の後騰勢に轉じてゐる。然るに用米代は二年度十六円四十七銭で漸落し、四年度に於て最低の十円三銭を示してゐる。即ち用米代の如何と言ふことはあまり直接の影響はない。尤も大正五年度から八年度にかけては、兩者共に急騰してゐる。酒價は五年度六十円三十七銭から、八年度の百十八円八十三銭と九割三分の騰貴である。用米代は五年度十一円四十銭であつたものが八年度には四十三円十二銭と、實に二十七割八分の奉騰である。斯の如き用米代の騰貴は、酒價の騰勢に影響を與へたに相違ない。然し仔細に觀察すれば、酒價の地位は用米代の影響に依ると言ふよりは景氣の如何によるものと考ふべきである。試みに、一般物價をみると、大正五年度は一八二、三から八年度は三六三、二と、九割九分の昂騰で、酒價の騰率と殆んど同率である。即ち當時の酒價は一般物價及他の構成要素に依つて動いたと見做すべきである。

大正九年度は共に急落してゐる。十年度には、用米代は前年の二十四円九十六銭から一割九分六厘がたの反騰で二十九円八十六銭に對し、酒價は、三割五分八厘の激騰を演じてゐる。この酒價の急騰は他の事情に基くものと見るべきである。大正十一年度乃至十五年度に到る期間においても大体同様のことが言へる。この間清酒價格の趨勢は漸落傾向であつて、十一年度八十九円四十三銭から始つて、十五年度の七十四円五十銭へと一割二分六厘の低落を示してゐる。それに反して、用米代は十一年度には二十二円七十九銭であつたもの騰勢を辿り、十三年度が天井で其の後下げて、十五年度には二十八円四十銭であるが、それでも十一年度に比較すると、二割四分六厘の騰貴である。昭和に入つてからも同断で、要するに、用米代は酒價の二、三割以上を占むる重要な構成要素であるにも拘はらず、價格の年價位を決定すべき要素とは稱し難い。即ち用米代は酒價変動に對してあまり大きな影響力を持たぬとみて差支ない。

「清酒價格の構成」（下）ダイヤモンド（昭一〇・一〇・一）参照

次に酒税の酒價に及ぼす影響について述べよう。

酒造税率が引上げられゝば、それだけ清酒の原價を高め、從って市價の騰貴を見るべき筈である。

然し『これは價格機構による租税負担の轉嫁を前提とする。』のであつて、『この轉嫁は必ずしも常に保證せられてゐるのではない』（註二）現實の商品價格の構成は極めて微妙複雑であつて、租税の増徴が直ちに市價を騰貴せしむるとは限らないのである。

酒造税の増徴が清酒の價格へ及ぼせる影響を實際について觀察するに、それは消極的なものに過ぎなかつた事を知るのである。（註三）

註一、阿部勇「財源としての專賣の一考察」東朝（昭二・四・二八）参照。

註二、「清酒價格の構成」（下）ダイヤモンド（昭一〇・一〇・一）参照

酒造税は大正元年度以降に於ても三回の増徴が行はれたが、この三回の増徴が清酒價格へ及ぼせる影響についてダイヤモンド誌は次の如く述べてゐる。

『先づ六年度末ばの増徴は石當り三円で、税率二十三円となつた。六

年度の酒價は前年對比二割四厘高の七十二円六十六銭から翌年度は九十五円八十一銭へと三割一分八厘も急騰してゐる。當時は……酒價は一般物價と同一歩調否實際は物價の方がより以上の勢で上昇する途上にあつた。從って、此の場合の三円の徴收増加は市價へ特別に表はれてゐない。

八年度末は、一躍十円引き上げられた。然るに八年度中の酒價は百十八円八十三銭と稀有の高價であり、それが、九年度は七十七円五十銭へ慘落したのであるから、増徴分だけ騰貴する處か、却って、増徴分の四倍の低落である。

大正十四年度の場合は、税率四十円となつたのであるから七円の増徴に當る。當時まで酒價は累年低落の一路を辿つてゐた。十四年度は七十四円七十五銭で、此の際七円の増徴である。酒價は翌十五年度に七十四円五十銭と下げ渋つてゐる。一般物價は十四年度の二四一・三から二二五・六へと六分五厘も低落してゐる。してみると此度の増徴は明かに價格の落勢を阻止したと言ふことが出來る。

以上三回の租税の増徴の酒價への影響はすべて消極的なものであつ

た・その影響は寧ろ酒造者の利潤の低下を惹起し、造石数の減退となつて表はれてゐるとみるべきである』

「清酒價格の構成」(下) ダイヤモンド (昭一〇・一〇・一) 参照

尚汐見三郎博士が清酒造石税の税率引上げと酒價との関係について研究されたるところも同様の結果を示してゐる・(註)

汐見三郎「日本財政の特殊問題」・(昭和三年) 三六八——三六九頁参照

汐見博士は酒造税率引上げに基く酒價の騰貴を妨ぐる諸原因即ち酒税の轉嫁を妨ぐる諸事情の中で特に注意すべきものとして、『増税を見越して其前年に生産が過剰に上る傾向のある事』を指摘し、次のごとく言はれてゐる・

『増税の前年には見越生産を試み増税の當年には生産を縮少し、以て安き原價にて生産せし前年の清酒を後年度に特越して増税後に高價にて販賣せんとするのが、我が酒造業者の常に採用する手段である・

明治三十、同三十三、同三十六、大正六、同八、同十四酒造年度に於て清酒製成高及び後酒造年度への持越高が常に前年に於けるよりも大なるはそれを實證するものである・而してこの常套手段たるや、保存に耐ゆる商品につき組織的に行はるれば効果の頗る大なるものがあらう・然るに、酒造業の場合に於ては、往々その目的を達し得ざるのみか反つて逆の結果を齎すのである・清酒造石税の増税の噂傳はるや否や、全國に分散せる多数醸造家は直に無秩序の見越生産を試みるのである、而も其の商品たるや貯藏に不便なる清酒なるが故に、結局は供給過剰となり、商品の投げ賣りに終るのである・かくて製成高の激増及び後年度持越高の過剰と言ふ清酒供給側の事情が酒税の合理的轉嫁を妨げ、往々増税の後の方が増税の前よりも酒價が廉なりと言ふ奇現象を呈するのである』

汐見三郎「日本財政の特殊問題」(昭和三年) 三七三——三七四頁

最後に清酒の需給側の要素たる生産高、特越高の酒價に及ぼす影響について述べよう・

一言にして言へば、清酒の價格に對して生産高は並行関係、特越高は逆行関係にあると言へよう・

酒價と生産高、持越高の推移（大正元年度＝100）

		酒價	生産高	持越高
大正	元年度	100	100	100
	3年度	78	89	119
	5年度	77	112	88
	8年度	192	142	124
	9年度	125	103	177
	10年度	170	134	114
	11年度	144	134	140
	13年度	128	126	167
	15年度	120	116	174
昭和	3年度	127	113	158
	5年度	110	87	152
	6年度	116	80	137
	7年度	134	92	112

註　「清酒價格の構成」(下)　ダイヤモンド　昭和10年10月1日号より

生産高、持越高の酒價に對する関係について、大正元年度以降の三者の動きを觀るに、生産高は酒價と大体に於て一致した動きを示してゐるのであつて、生産高が酒價の構成原因でないことを示してゐるのである。從つて清酒が一見特別な商品であるかの如き觀を呈するのであるが、茲に酒價に對しては持越高が重要なる関係を有することを看取しなければならない。

周知のごとく、酒造業者は新酒を造るに當つて、その藏出狀態、手持高の如何に從つて新酒の造石數を決定するのであるから、生産高の増減は全く年度初の持越高の多寡によると言つてよいのである。尚茲に言ふ酒價は十月から翌年九月迄の酒造年度平均相場であるに對し、實際新酒が旺盛に出廻るのは五月からであるから、此の前半年の相場が新酒の仕込高によらないで古酒の殘高によるのは見易き理である。かくて清酒の生産高と價格との関係が逆になるわけであつて、生産高の増加は其の年の持越高を多からしめ、これを通じて、その年度の後半と次年度の前半の酒價を決定する事情となることが知られる。(註)

註、「清酒價格の構成」(下)　ダイヤモンド（昭一〇・一〇・一）参照

誌は次の如く説明してゐる。

『大正元年度を一〇〇とすると、特越高は三年に一一九に増大したに反し、酒價は七八へ反落してゐる。五年度も逆行してゐる。八年度の特越高は、前年の生産増加して價格と共に上何いてゐるが、其の割合は特越高が遙に劣つてゐる。九年度迄の價格騰貴は一般物價の昂騰に基くとの説明も出來よう。然し十年度の酒價の急反撥の説明は一般物價によつては出來兼ねる。即ち酒價は前年一二五から十年度一七〇へと三割六分足らずの急騰である。然るに物價は二六六・二から二六八へと僅に七厘の微騰に過ぎない。處で、特越高は九年度の一七七の新記錄の指數から一一四へと價格の割合と同じく三割六分足らずの反落である。即ち價格の騰貴は特越高の減少に依ると言つて間違ない。其の後も酒價は年度初の特越高と逆行關係を示しつつ昭和に入つてゐる。昭和三年度をみるに、特越高指數は一五八で、前年對比一割減の時、酒價の方は六分高、一二七を示してゐる。

五年度は特越高は一五二で前年度より一分減少、價格も六分方低下してゐる。然し、特越高は幾分減少してゐるが、前年の生産高に對する割合から言へば、五年度の方が遙かに大きい。此の場合もあながち例外とは申されぬ。六、七年度には常態に復し、兩者は相反した動きをなしてゐる。』

「清酒價格の構成」(下) ダイヤモンド (昭一〇・一〇・一) 參照。

第三節　清酒價格決定の法則

前節に於ては酒價の構成を一つの要素の側から考察したのである。然しながら實際に於ては、諸要素が同時に作用して初めてそこに酒價の値段が決定されるのであることは言ふまでもない。然らば清酒の價格は如何にして決定されるか。その價格決定の法則如何。この問題について考察することゝしよう。

一般に價格決定の法則として『一定の時並に一定の場所に於ける、或る一貨物の價格は其時並に其場所に於ける其貨物に對する需要と其貨物の供給とが一致する程度に於て定まるの傾向を有してゐる』(註二)と言へるであらう。

清酒の價格もこの法則の例外をなすものではない。大正元年度以降に於ける清酒の價格は如何にして決定されて來たかを見れば、このことは明白である。

既に述べたるごとく、清酒價格の変動原因の主なるものは原價側の要素たる持越高である。然しながら兩者の價格決定に於て演ずる役割は異ってゐるのである。大正元年以來に於ける経驗の示すところに從へば、原價側の要素たる用米代と租稅との合計は平均して市價の七割七厘を占めてゐるのであって、從って清酒價格は大体に於て原價の四割高、最近では三割高位の處を変動して來たのである。而して此の変動は、景氣、一般物價の動き等によって も影響されることは勿論であるが、主としては、持越高によるものとみて大過ない。このことは既に述べたところによって窺ひ知り得るところである。固より持越高が何程増加すれば、市價が何程下落するかといふが如きことは容易に知り得ざることは言ふまでもない。(註二)

かくの如く清酒價格決定の法則も本一般の價格決定の法則と相異るものではないのである。

註一、高城仙次郎「物價概論」改造社版、経濟学全集、第六巻二七七―二七八頁

註二、「清酒價格の構成」(下)ダイヤモンド(昭一〇、一〇、一)参照

第四章　清酒の市場体系

清酒の取引を研究するに當り、醸造家並に消費地に於ける清酒取扱業者の性質、分野並に各其の團体について一應知悉し置く必要がある。いま、大体に於て生産地を灘地方に、消費地を東京地方にとり略述する。

第一節　清酒の取引組織

一、灘五郷に於ける酒造業者

本邦内主要造酒地中、特に名声顯著で造酒高の多い地方は兵庫縣灘地方で、(註)俗に灘酒と稱せらるゝものは此の地方より産出せらるのである。灘とは兵庫縣武庫郡鳴尾村武庫川口より、神戸市の東端生田川口に至る灣を稱し、此の灘沿岸五里に亘る諸町村を指して灘郷と稱し、更に之を今津郷、西宮郷、東郷、中郷、西郷に分ち、鐵道駅に付て示せば、東海道線の東灘、住吉、蘆屋及西宮の四駅を中心となす地方をいふ。

註、灘清酒の今日の名声を獲得するに至った理由としては、他地方に見られざる宮水の特異性、酒造米として天下に名高い備前の雄町種、播摂米を近くに産し、更に酒造技術衆として其の石に出づる者無き丹波杜氏の出身地丹波に近接し、又傳找としては最上質の吉野杉をも便利に仕入

れることを得る等の諸條件に恵まれ、加ふるに長年研究を重ねたる、技術、其の設備の優秀等の諸因の綜合的の結果たることは一般に認められてゐるところである。

いま灘五郷に於ける酒造組合を示せば次の如くである。

組合名	事務所所在地
今津郷酒造組合	武庫郡今津町
西宮郷酒造組合	西宮市鞍掛町
灘魚崎酒造組合	武庫郡魚崎町
灘御影酒造組合	武庫郡御影町
灘西郷酒造組合	神戸市西郷町

二、酒問屋

東京に於ける酒問屋は主として京橋區新川筋及日本橋區茅場町を中心として蝟集し、その數約一三七に及ぶが、取引形態より區別すれば次の如くである。

(1) 灘方面の関西酒を醸造家より委託を受けて販賣するもの

(2) 灘方面に於ける醸造家が直接東京市場に販賣部を設くるもの

(3) 灘方面以外の酒類を專ら取扱ふを主とし偶々灘方面の酒類を醸造家より直接移入し又は前記(1)若くは(2)の問屋より分割を受け賣捌くもの

(4) 灘方面以外の生産者の出張店即前記(2)に相對するもの

(5) 以上の孰れにも属せざるもの、

而して(1)(2)(3)(5)に属する問屋は各其の營業態様を等しくするもののみ相集つて、夫々團体を設けてゐる。即ち(1)の主として灘方面のみの酒類を取扱ふものは、酒問屋組合を、(2)の灘醸造家にして東京に販賣部を設くるものは、甲東会を、(3)の主に灘以外の酒類を取扱ふものは、酒類問屋組合を、(5)の其の孰れにも属せざるものは、更新會なる團体を組織してゐる。而して(2)(3)(5)の諸團体を統一する團体として、別に中央酒類問屋聯盟會がある。

以上はたゞ取引形態による大体の限界を示したものに過ぎないのであつて、場合により酒問屋組合員が灘以外の酒を取扱ふことあり、又酒類問屋組合員が甲東會に属する醸造家の販賣部より仕入れること等もあつて必ずしも取引関係、取扱酒が一定してゐるものとは言へないのである。

然しながら酒問屋の各團体とも事業として見るべきものなく現在に於ては單に親睦團体たるに過ぎざる状態に在る。

酒問屋は次第に其の勢力衰微して行く傾向にある。嘗ては酒造家に対して原料資金を貸與し、又小賣業者に対しては營業資金の貸與をなし、若くは其の生活を援助したりして專制的勢力を有してゐたことは周知のことである。斯かる変遷の生じた所以は酒造業者が消費市場にも進出し、生産をなすと同時に販賣を行ふに至つたこと、及び取引改善の結果問屋としての機能が漸次減殺せられつゝある等の事情によるものと見るを得よう。

三、酒類仲買商、仲次商、卸商

消費市場に於ける配給業者としては、問屋と小賣商との間に仲買商、仲次商、又は卸商なる仲介業者の介在することがある。之等は新川筋、茅場町以外の市内に散在し、問屋と小賣との間に在りて配給上の斡旋をするか、又は直接酒造家より入荷して之を小賣業者に賣捌き、或る意味に於て問屋と小賣とを兼ねるものであるが、特に之を專業となすが如き者無く、其の多くは小賣と兼業をなすのである。

而して之等仲介業者を介して荷を買付けるは勢ひ仕入値段を昂め、従て利益歩合が減少する故次第に淘汰せられる傾向がある。

四、小賣業者

問屋又は仲買商と一般消費者との間に在って配給機能を行ふものに小賣業者がある。現在東京には之等小賣業者及仲買卸業者を以て東京酒類商同業組合なる團体を設け、現に七、五〇〇名の組合員を擁してゐる。之は問屋組合に比すれば遙かに其の事業の見るべきものがあり、例へば常時巡視員を置きて不良酒の檢査、優良酒の審査品評、メートル法の実行組合報の發行等を行ひ、組合員の共同の利益を増進し、又一方共同の弊害を除去することに努めてゐる。

酒類小賣業者は、通常酒類のみの取扱をなすこと少く、味噌、醤油、薪炭等厨房用品をも同時に販賣し、販賣品目が日常生活と密接なる関係を有し、且営業資本として特に多大の額を要しないため新規營業を開始するに容易なる等のため開業者漸増する傾向がある。之がため同業者間に劇甚なる競爭を惹起し、然も最近公設市場、百貨店消費組合等の發達により脅威を受くる等營業は困難なる事情にある。（註）

註、昭和十一年十月二十三日現在に於ける東京市内の酒問屋、小賣商の数は左の如くである。

酒問屋

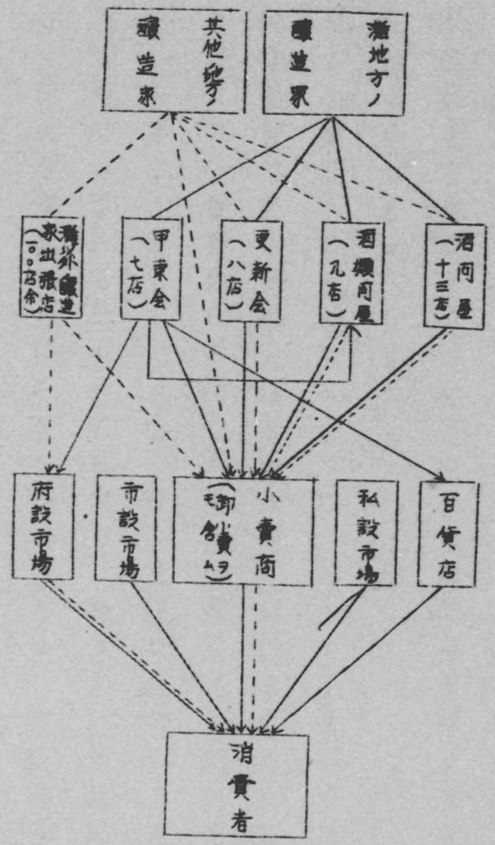

註、黒線は灘酒の取引系統
　　點線は灘以外の取引系統

備考　商工省商務局、商取引組織及系統ニ関スル調査(清酒)13頁参照

酒類問屋
更新會　九店
甲東會　八店
灘以外の醸造家出張店　七店
小賣商　一〇〇余店
右は筆者の問合せに対して東京酒類商同業組合の回答されたるところによる。　九、六〇七店

第二節　清酒の取引系統

清酒が醸造家より消費者の手に移る迄の經路は、問屋及び小賣商の種類が複雑してゐるために甚だ多岐であるから一見理解し易からしむるために次に圖示することゝしよう（圖表參照）

酒類の取引は極めて錯雑してゐるか作、灘酒の取引を大別すれば醸造せられたるものは醸造家より東京に於ける之等酒造家の支店出張所（甲東會々員）に究てらるるものと、旧來の灘酒取扱問屋（酒問屋組合組合員）に究てらるるものとに分つことを得る。尤も主として灘酒以外のもの、營業品となす酒

類問屋（酒類問屋組合組合員）又は更新會に属する問屋に直接送荷せられる場合もあるが極く少部分に過ぎずして、大部分は前二者の取引である。又一旦甲東會々員又は酒問屋組合員に於て荷受したるものであつて更に之を酒類問屋組合員に融荷することもある。要するに灘酒に於て醸造家中央市場問屋の取引の大部分を占むるものは醸造家より甲東會々員及酒問屋組合員に充てられる二取引であると云へる。

次に問屋と小賣商との取引については、等しく小賣商と云つても市内に散在する一般小賣商の外、府設市場、私設市場及び百貨店等あり、之等異りたる種々の小賣機関によつて問屋と小賣商間の取引系統が異る。而して取引の大部分を占むるものは一般小賣商であつて、普通小賣商は甲東會々員、酒問屋組合員たる問屋にて買付け、便宜上、酒類問屋組合組合員、又は更新會々員たる問屋より買入るる場合もある。市設市場及私設市場内酒店は、前者は市中小賣商より指定せられ、後者は之等市中小賣商が任意市場内に店舗を設くるもので、從つて問屋との取引関係は一般小賣商と異ることがない。府設市場内酒店及百貨店に於て取扱ふ灘酒は主として壜詰物に限られ、甲東会々員より仕入れる場合が多い。

次に小賣商と消費者との関係は周知のごとく一般小賣商又は公私設市場若くは百貨店等より買ふ場合がある。尚料亭に於て消費するものは少数の大料亭を除く以外は市中小賣商より買入るるのが普通である。

灘酒以外の取引は灘酒と稍趣を異にしてゐるが前掲圖表によってその大体を窺知し得るから茲では省略する。

第三節　清酒の取引方法

清酒の取引方法としては注文方法、受渡方法及時期等について述ぶべきであるが、茲では此等は省略し、取引單位、銘柄、價格決定の方法、代金決済の方法について略述することゝする。

取引單位は釀造家と酒問屋間では十駄（二十挺とも言ふ）即ち通常四斗樽と呼ばるゝ樽二十個を以てし、建値も亦右の数量を標準とするが、実際上の取引としては十駄の如き大量取引は比較的少なく五樽、十樽の取引を普通とする。問屋と小賣商間では一駄即ち二樽を以てし、小賣商より消費者に賣る場合には桝計り（最近は米法）にてする。壜詰は一升、四合、二合、一合の四種ある。而して壜詰物の取引單位は小賣商と消費者間の取引以外は箱を以

てし、小賣商と消費者間では壜を以てする。

灘酒の取引は一流ものでは銘柄取引で、其他は普通唎酒を以てする。地廻酒は概して買入に際して唎酒をなし、其の都度値段の談合をなし取引をする。

次に價格決定の方法について述べる。灘の酒造家より東京の酒問屋に賣出す値段は指値といひ小賣業者に對する問屋の賣値を示して問屋に対し賣出す場合と、問屋をして全然市場の成行値段に任かす場合とある。指値を以てする場合には問屋は定められたる口銭を全然入手する筈であるが、実際には問屋間の競爭に依り、斯かる指値の場合と雖も其の値段を崩して販賣するから、実際の問屋口銭はそれ以下になることが稀でない。故に斯かる方法による販賣にありては、小賣商の買値は問屋を介在するために酒造家より直接仕入をなすよりも高價であるといふ如きことなく、却って廉價に買入れ得ることがある。小賣商より消費者に対する賣値設定は問屋からの仕入値段に或程度の利益を加算したるものを以て其の賣値となすのである。

最後に代金決済の方法について述べよう。

灘方面の酒造家間の代金決済は大体に於て延取引であってその期間は一定しない。然し商談成立後三箇月の延約束手形を以てすること多く、收受者は

銀行を介して割引金融の便を受ける。尤も三箇月延が半年、一年の如き長期に亘ることも稀でないと云はれる。酒造家と問屋との間の代金決済は、内金と仕切とに分ち、内金は着荷の翌々月を以て問屋は約其の八割方に相當する金額を送致し、其の殘額は孰れも翌年五月を以て仕切期とし、賣捌價格より問屋口錢、倉敷料、仲仕賃等を控除し、決算するのを普通とする。然し最近は内金は着荷後三、四箇月を以て六、七割方送致し、其の殘額は翌年六、七月を以て仕切期となし、甚だしきは一箇年にも延長することありと云はれる。而して其の決濟も現金を以てなす場合、手形を以てなす場合等區々にして、統一したる決濟方法なき狀態である。問屋と小賣商間は百貨店、消費組合を除いては、原則として毎月二十日締切り月末勘定であるが、實際に於ては之が嚴守されることは稀であると云へよう。小賣商と消費者間は市場、百貨店等は現金、一般小賣商は現金又は月末迄の掛賣り勘定である。

註、清酒の市場体系については主として商工省商務局、「商取引組織及系統ニ関スル調査」（清酒）昭和六年一月に據った。尚清酒金融については神戸商工會議所調査「商品取引系統並金融事情」參照

第五章　清酒と國家財政

第一節　國家財政に於ける清酒稅收入の地位

酒稅、殊に清酒稅が、國家財政上に於てよむる地位は頗る重要である。いま、昭和九年度に於ける本邦國稅を觀るに、國稅總額八億四千九百六十一萬円、その中、內國稅總計七億百五十一萬円である。而して酒稅は二億一千九百十五万円に達し、內國稅總計に対し、二五・八％に當り、各種稅中第一位の王座を占めてゐる。（註）

尚酒稅は之を細別すれば、酒造稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料稅、沖繩縣酒類出港稅となるのであるが、昭和九年度に於ける酒造稅は一億九千四十五萬円であつて、酒稅二億一千九百十五萬円に対して、八六・九％に當るのである。

更に酒造稅を細別すれば、之には清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎の稅を含むのであるが、昭和八　酒造年度に於ける酒造稅一億八千九百三十六萬円に対し、清酒稅は実に一億六千四十八萬円に達し、酒造稅額の八四・七％を占めてゐるのである。

註．本邦に於ける酒稅の沿革について、阿部勇氏は次のごとく述べてゐる。

『……酒稅の如きは日本においても慶安四年足利義滿が酒戸に壹別二百文を課したる時に始つてをり、德川時代に至つても種々なる形の運上又は冥加金として存在してゐた。かくて明治維新に至りても未だ兵馬倥傯の際なりしをもつて、依然從來の法制を繼承したりしも、諸國、法の適用について寬嚴その度を異にせるのみならず、往々にして過製蜜造の弊ありこ、においてか其弊を防ぎ、併せて從來の稅率を高めて時需に應ぜしむるの目的より明治元年五月二十七日會計官布達をもつて、酒造規則五ヶ條を定め、一時冥加高百石に付二十両となせり（明治政史第六卷による）これ実に明治維新以來酒造稅に関して規定を設けた嚆矢である。

日本の消費稅中最大の項目たる酒稅が真に國稅としての面目を發揮し、財源としての役割りを演じ始めたのは明治四年七月太政官布告による『清酒濁酒醬油鑑札收與並に收稅方法規則』の制定後である。

事実、消費稅就中酒稅は國稅として課稅以後益々その額を增大して、明治三十二年以後酒稅は早くも地租に代つて國稅收入中の首位を占め、大正八年以降は所得稅と共に、日本國稅体系中の二大柱としての地位を持

続してゐる。特に所得税は税制整理の效果も手傳つて、大正十四年を頂点として漸減的傾向を示してゐるのに、酒税は恐慌期に入つても昭和五年度に至るまでその水準を維持し、或はよく増税にも耐へて收入を増大してゐることは注意すべきであらう。』（阿部勇、「日本財政論、租税」昭和八年一〇三―五頁）

昭和九年度本邦國税細別表

種別	税額	全上百分比
國税総額	849,612,847円	100.00
関税及噸税	148,094,176	17.43
内国税	701,518,671	82.57
酒税	219,152,122	25.80
所得税	198,568,130	23.37
砂糖消費税	75,059,595	8.84
地租	57,916,575	6.82
営業收益税	49,279,898	5.80
織物消費税	35,701,795	4.20
相続税	28,231,910	3.32
資本税	14,883,752	1.75
取引所税	14,547,878	1.71
鉱業税	4,664,442	0.55
清涼飲料税	3,497,842	0.41
営業税	14,652	0.00
戦時利得税	80	0.00

備考

税額ハ翌年度5月末日現計ノ調定済額ニシテ円位未満ヲ四捨五入ス、大蔵省主税局、主税局統計年報書ニ據ル

酒造税細別表

酒造年度	清酒	濁酒	白酒	味淋	焼酎	酒造税計	麥酒
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大正元年	82,564	337	141	1.088	6.414	90.544	1.964
4	77,650	356	158	1.324	6.582	86.070	2.488
5	92,136	383	181	1.618	7.654	101.974	3.451
6	101,830	398	208	1.974	9.025	113.435	4.225
7	113,435	357	225	2.380	11.088	127.486	6.040
8	135.158	572	241	2.319	15.424	153.714	8.127
9	140.429	614	365	2.698	17.297	161.404	7.893
10	181.883	672	410	3.763	19.107	206.599	11.811
11	183.272	637	416	3.785	19.794	207.905	13.758
12	179.802	512	370	3.146	19.856	203.687	14.506
13	170.913	407	427	3.106	19.913	194.767	15.742
14	169.940	357	393	3.586	21.984	196.261	15.450
昭和元年	192.144	389	433	3.772	24.956	221.694	18.023
2	180.812	341	437	4.022	24.589	210.201	19.883
3	186.728	317	426	4.157	25.644	217.272	22.607
4	169.519	268	345	3.550	22.200	195.882	22.397
5	143.246	249	293	2.828	21.408	168.004	21.150
6	131.373	209	254	3.493	20.950	156.279	19.937
7	152.308	204	251	4.002	23.804	180.569	19.482
8	160.482	229	266	3.696	24.690	187.364	23.994
9							24.504

備考　税額は單位千円、千円未満四捨五入す　大蔵省主税局、主税局統計年報書ニ據ル。

昭和九年度本邦酒税細別表

種別	税額	百分比
酒税	219,152,122	100.00
酒造税	190,450,472	86.90
麥酒税	24,478,632	11.17
清酒及合成清酒税	4,098,515	1.87
沖縄県酒類移出税	124,503	0.06

備考

税額八翌年度五月末日現計ノ調定済額ニシテ円位未満ヲ四捨五入ス。

大蔵省主税局、主税局統計年報書ニ據ル。

第二節　清酒税の転嫁現象

酒税殊に清酒税の転嫁は果して完全に行はれてゐるかどうか。この点について考察することゝしよう。

一般に『消費税は流通過程を通じて大衆による所得の支出に課税しようとするものである。これは價格機構による租税負担の転嫁を前提とする。しかしこの転嫁は必ずしも常に保証せられてゐるのではない。そしてこれが保証せられない場合に於ては、生産者による負担を通じで国民経済への圧迫が齎され、それは租税収入の減退をも招来する』（註一）のである。

さて酒税が転嫁するためには、清酒の價格は転嫁する税額だけ騰貴しなければならない筈である。（註二）然るに清酒の價格は税額だけ騰貴してゐ

ないことは既に述べたるところにより明かである。（註三）こゝに酒税の転嫁の困難なる事実を認めなくてはならない。（註四）

註一、阿部　勇「財源としてこの專賣の一考察」東朝、昭一一・四・二八　参照

註二、『ある商品の生産者に課せられるであらうところの一定の物品税が転嫁して、それが消費の世界に歸着するためには、その商品の價格は転嫁する税額だけ騰貴しなければならない。』（大内兵衛、財政學大綱中巻、四六四頁）

註三、第三章、清酒の價格参照。

註四、汐見博士は酒税の転嫁が合理的に行はれないことを認め、次の如く云はれる。

『租税の転嫁を説明するに際し、恰もリレー競争の時に走者がタブレットを授受するが如く考へる人がある。酒税なるタブレットが納税者なる酒造家の手より離れると、仲介者たる問屋、仲買、小賣商が順次に之を授受し、結局担税指定者たる消費者の手に届く訳である。然し、少なくとも我国の清酒造石税に於ては、かゝる機械的觀察を施すことは出来ない。……前人たる醸造家に課した酒税が、リレー競争のタブレットの如

く、其儘の姿で後人たる消費者に帰着すると考へるのは、余りに機械的に過ぎた議論である。……酒税の納税者は酒造家、酒税の担税者は酒類の消費者なりとは凡ての人の確信する所であらう。然し此種の確信は納税者と担税者との距離が遠ければ遠い程弱められるのである。納税者と担税指定者とが隔つてゐる所謂更転の場合に、豫期の転嫁が他の條件の為めに如何に甚だしく素されるかは本研究によって明かである』（汐見三郎、「日本財政の特殊問題」三七七―三七九頁）

尚、汐見三郎、「酒税の転嫁より見たる納税者と担税者」日本醸造協會雑誌（昭五・六）一六頁参照。

『酒造税は……之を完全に転嫁し得ない実状に在る』（日本興業銀行調査課、「調査月報」昭和九年六月、三〇頁）

又阿部　勇氏も『酒税の転嫁の困難は、小生産者を圧迫し、造石数を縮少せしめてゐると見る事が出来るのである』と述べてゐる。（阿部　勇「財源としての專賣の一考察」東朝、昭一一・四・二九）

然らば、何故に酒税の転嫁は困難なのであるか。これについては勿論多くの原因が擧げられるであらうが、その主なるものについて次に述べよう。

先づ第一に生産者若くは販賣者の國民経済上の地位如何について觀察せねばならない。

周知のごとく、現在我國の清酒醸造家は大部分群小酒造家である。かゝる全国的に何等統一なき群小酒造家は近年久しき財界の不況に遭遇して、販賣の不良に依る資金の回収、酒造税資金の調達困難等のため、余儀なく清酒の廉價賣急ぎを行ふものが続出し、相互の販路爭奪戦は頗る激甚を極め、相手を屈服せしめるに汲々として普通常識を以ては理解出来ない程の低廉販賣を行ひ自ら墓穴を堀るの慘状を演出しつゝあると云はれる。（註一）同様の事情は販賣者間にも存在する。かゝる事情の下にありては酒税の転嫁が困難なることは多く説明を要しないであらう。

第二に現行酒造税が高率且不合理であり、一石四十円の税が、清酒の品質如何に拘らず一律に課せられてゐる結果、清酒大半の消費者である無産勤労階級への負担は重く、永年の不況に苦しめる彼等の酒造税に対する担税力は著しく弱まりつゝある。（註二）かゝる消費者側の事情の下にありては酒税の転嫁は困難とならざるを得ない。

第三には清酒は代替性を有することである。（註三）

而して清酒は酔を佑ふのに不経済なりとすれば、仮令嗜好飲料として貴賓は低下するも価格が低廉で一酌同然の酔を佑ふのに適する酒精分強度なる酒精含有飲料焼酎に走るは自然の趨勢であると云はねばならない。(註四)かゝる事情の下にありては酒税の転嫁が困難なることは多言を須ひずして明かであらう。

註一、日本興業銀行調査課、「清酒工業に就て」調査月報、(昭九・六)三二―三四頁参照

註二、前掲書、三〇―三二頁参照

『通常、清酒造石税の税率といへば、酒造税法第四條の一石四十円のみに着眼してゐるが、精密に云へば更に酒造税法第八條の滓引減量及び貯蔵減量を考慮せねばならぬのである。蓋し滓引減量及び貯蔵減量なるものは、米を逐ふて其率を増して来たのであるから、実際上の税率を算定する為めには此をも併せ考へる必要がある。明治二十九年以来の清酒造石税の従量税率、滓引減量及貯蔵減量、両者を顧慮したる実際の税率の三者を表示すると次の如くである。

清酒造石税の税率表(製成高一石につき)

	従量税率	滓引減量及び貯蔵減量	実際の税率
明治二十九年十月以降	七・〇〇円	二%	六・八六円
明治三十二年一月以降	一二・〇〇	二	一一・七六
明治三十四年十月以降	一五・〇〇	二	一四・七〇
明治三十七年四月以降	一五・五〇	二	一五・一九
明治三十八年一月以降	一七・〇〇	二	一六・六六
明治四十一年三月以降	二〇・〇〇	二	一九・六〇
大正七年ノ月以降	二三・〇〇	五	二一・八五
大正九年ハ月以降	三三・〇〇	五	三一・三五
大正十一年四月以降	三三・〇〇	七	三〇・六九
大正十五年四月以降	四〇・〇〇	七	三七・二〇

汐見三郎「日本財政の特殊問題」昭和三年、一七六―一七七頁

註三、大内兵衛氏は転嫁の要件として『……代用品のないものほどその可能性が多い』と述べてゐる。(大内兵衛、「財政学大綱」中巻四六四頁)

註四、酒造組合中央会、通信、(昭和十年九月五日号)四頁参照。

尚汐見博士は『商品として不適當なる物を、半ば封建的色彩を帶びたる人、即ち旧家及び中産階級が取扱ふのであるから、酒税の転嫁が合理的に進まないのは當然の結論である。』と云はれてゐる。(汐見三郎 前掲書、三六頁)

第三節 清酒税収入の減退傾向

最後に注意すべきは、最近にたて、清酒税収入が減退傾向を示してゐることである。即ち昭和八酒造年度の清酒税収入は一六〇、四八二千円であるが、これを昭和元酒造年度の清酒税収入一九二、一四四千円に比すれば、実に一六、五%減である。

清酒税収入が減退傾向を示すのは、清酒の査定石数が既に述べたごとく減退してゐるからであり、而して清酒査定石数が減退しつゝあるのは、清酒消費高が減退しつゝあるためであることは勿論である。従って既に清酒消費高の減退傾向は何に基くかについて考察しその主なる原因として、最近にたける経済的不況の外、酒造税の高率且不合理なること、國民嗜好の変遷等を擧げたのであるが、(註一)それ等の原因はそのまゝ清酒税収入が減退傾向を示す原因となるのである。

尚汐見博士が、清酒の課税石数が一向にのびない原因として『第一は地方農村の醸造家の窮状を救ふ爲めに税務署の採用した非常手段であって、酒精分の強き清酒を造らしめ、酒造税の査定の後に割水を行ふ事を許してゐる事実が之である。此の方法を採用する事に依って清酒の消費石数は一定であっても課税石数が減少し、実質的には清酒税の軽減を行ったと同様の結果を齎らすのである。』(註二)と述べてゐられるのは注目すべきであると思ふ。

註一、第二章「清酒の需給」参照

註二、汐見三郎「酒税の改正を論ず」経済論叢、(昭一〇、一、一)参照

尚同博士は続いて『第二の原因としては嗜好の変遷と不景気に基く消費減とを擧げる事が出来る』と述べてゐる。

第六章　清酒專賣の試案

第一節　酒專賣の實例研究

一、各國に於ける酒專賣及酒類制

現今世界諸國に於ては國民保健上の見地より して酒類使用制限に関する制度を設け、酒類の過飲より来る害を軽減或は絶滅せんとしてゐるのであつて、今此等の制度の主なるものについて類別すれば、

酒類販賣制限制度
ゴーテンブルグ制度即ち公営賣酒制度
酒類專賣制度
禁酒制度
未成年者禁酒制度
生産制限制度

の六種となし得るであらう。

尚一國或は一地方に於ては上記諸制度の中一制度のみが実施されてゐるのみならず、各酒制度が併せ施行されてゐる場合も尠くないのである。（註）

次に酒類專賣制度について一瞥し、其他の諸制度についても略述することとしよう。

註、勝本國士、「合成清酒　清酒專賣に就て」（昭和五年）一〇―一一

頁參照。

世界各國に於ける酒類專賣制度に就いて略述するに先だち、專賣制度一般について一言しよう。

現今各國に於て採用せられてゐる專賣制度は國に依つて其の態様及目的を異にする所以は蓋し其の國の行政組織、財政事情、經濟事情及社會思想等が相透する為であらうと云はれる。然しながら之等の相透する專賣制度も其の目的から觀れば大体三種に區別することが出来る。即ち、其の第一は、國家の一般收入を挙ぐることを目的とするものであつて、之を財政的專賣と称して可いであらう。其の第二は、社會生活の健全なる發達を所期し、其の障害を除去すると共に更に進んでは社會公共の利益を全くすることを目的とするものであつて、之を社會的專賣と称して可いであらう。其の第三は、両者の中間的性質を有するものであつて、一方に於て國家の收入を挙ぐると共に他方に於ては、文化的社會政策的又は警察的の目的を達せんとするものであつて、之を財政的社會的專賣と称して可いであらう。

諸外國の酒類專賣制度について、上述せるごとき目的を標準として類別すれば大体次の如くである。

財政的專賣を実施せる國

（火酒、酒精、酒類飲料を含む）波蘭、土耳古、独逸。

社會的專賣を実施せる國

フインランド

財政的社會的專賣を実施せる國

（火酒、酒類、酒類飲料）独逸、瑞典、リツワニヤ、ソビエット聯邦、ルーマニヤ、

瑞西、諾威に於ては一種の酒精並に火酒專賣を行つてゐる。即ち利益は國家に六五％、市に一五％、縣に一〇％、会社に一〇％とし、私人の小賣は禁止してゐる。（註）

註、昭和五年專賣局官房總務課調査、「各國の專賣制度概況」（調査資料協会、内外調査資料第二年第三輯の内）昭和五年三月、一八九―一九〇頁參照。

瑞西、諾威に於ける專賣制度は、ゴーテンブルグ制度といはれる。此制度は初めて一八六五年に瑞典ゴーテンブルグ市に於て実施されたものであつて、其後瑞典式のゴーテンブルグ制度に多少の変更を加へられ、

一八七一年詔威にも実施されたものである。尚、この制度のみでは酒類使用制限の効果を徹底せしめ難いから多くの場合は酒類販売制度と併せ用ひて居る。之と類似の制度は英國、フインランド、米國等に於ても実施されたことがある。（勝本國士、「合成清酒と清酒専売に就て」昭和五年、一二―一三頁参照）

露國の火酒専売は、飲酒に対する争（即ち節酒奨励）の為めに計つたと云はれる。（神戸正雄、「租税研究」、第八巻、二一八頁参照）

『露國にては一八九五年「ウオツカ」を政府の専売事業として漸次一般の禁酒制度に進む方針に着手す……世界戦争開始後露國は直ちに絶対の禁酒主義を採り間もなくして露國帝國滅亡す、革命後の諸政府何れも旧帝國の禁酒制度を継続し、「ソビエット」政府も亦同主義を採りしも其結果は決して良好ならず益々励行して愈々悪しきを見たるを以て一九二一年遂に絶対の禁酒制度を改め之を緩和して麦酒は無制限に許し、葡萄酒は一定の「アルコール」分のものは之を許したり。又一九二四年「ウオツカ」を飲むことをも許し唯政府の専売事業としたるのみ、即ち旧制に復したるなり』（松波仁一郎博士、「禁酒法の社会観」日

本醸造協會雑誌、昭和四年四月、一八頁）

各國の専売制度は又其の専売権の範囲の見地よりして大体三種に区別することが出来る。其の第一は、原料又は半製品の取売を独占するものである。（時としては輸入の独占を含むことがある。）其の第二は、製造並に販売（時として輸入の独占を含むことがある。）共に独占するものである。第一並に第二の種類に属するものは之を一部専売と謂ひ、之に対して第三のものを全部専売と稱することもある。

諸外國の酒類専売制度を専売権の範囲の見地から観ると、原料又は半製品の販売を独占せる國、製品のみの販売専売を実施せる國は存せず、何れも製造販売の独占を実施せる國のみである。即ち次の如くである。

獨逸（粗製火酒は私人の営業である。従て火酒及酒精の精製、販売、輸入の独占である。）瑞西、瑞典、ソビエツト聯邦、土耳古（輸入獨占を含む）。

（註）

註、「各國の専売制度概況」昭和五年三月、一九二―一九三頁参照。

尚前述せるところと國名が一致してるないが、そのまゝ記して置くより

外、仕方がなかつた。

酒類專賣制度については上述せる如くであるが、次に其他の諸制度について畧述しよう。

酒類販賣制限制度

これは酒類の販賣に対し種々なる制限を附し、以て國民をして飲酒に不便ならしめ、漸次國民を濫飲の弊より遠ざからしめんとするものであつて、其の主なる制限は(1)酒類販賣人の資格及数。(2)或種購買者への販賣。(3)販賣日、時間。(4)販賣量。(5)販賣場所等に対してなされる。

此制度は古くより英國に於て実施されたものであつて、英國の酒類販賣制限制度は同種の制限法中最も代表的なものである。此販賣制限制度は加奈陀オーストラリア、ニユージーランド其他多数の國或は其の中の州に於ても実施されて居る。(註)

註、勝本國士、「合成清酒と清酒專賣に就て」(昭和五年)一一―一二頁參照。

ゴーテンブルグ制度即ち公営賣酒制度

これについては既に述べたから略す。

生産制限制度

これは酒類の生産を制限するものであつて、例へば英國に於て戦時中食糧問題の急迫するに及び、食糧管理局が一九一七―一八年度酒類の製造高に對し、最重なる制限を課せる如きは其例である。(註)

註、勝本國士、前掲書、一四頁參照。

未成年者禁酒制度

これは飲酒の害が特に著しい未成年者に對し酒類の飲用を禁止するものであり、廣く世界の諸文明國に於て実施されてゐることは周知の如くである。(註)

註、勝本國士、前掲書、一四頁參照。

禁酒制度。

これは一般酒類の全國民的禁酒、或は地方的禁酒の外に、酒精含有量多き酒類にのみ適應される禁酒等がある。

現今一般酒類の全國民的禁止を行つてゐるのは世界中米國及フインランドの二國のみで國内に於て地方的の禁酒を施行するものには、瑞典、諾威、加奈陀、オートスラリヤ等がある。又酒精分多き酒の禁止を行ふもの、例とし

て、アイスランドを挙げ得る。（註）米國でも最近ルーズベルト大統領となつて麦酒が解禁された。

註、勝本國士、前掲書、一三―一四頁參照。

『米國に於て禁酒法の制定に率先したるはメーン州なり。一八三七年先づ強酒公賣禁酒法を制定し、一八五一年進んで各種の酒類禁止法を制定す。後諸州之に倣ひて各自の禁酒法を定むる所あり、一九一九年一月十六日に至り米國中央政府諸州の贊成を得て禁酒法批准を得、後一年の一九二〇年一月十六日より之を實施することゝなりしに、大統領ウヰルソンは一日も速かに禁酒法を實施せんと欲し、*Message of War Measure*を出して一九一九年七月一日より實施したり』（松波仁一郎博士「禁酒法の社會觀」日本醸造協會雜誌、昭和四年七月、一七―一八頁。）

露國に於て禁酒制度を採つたことについては既に述べたところである。尚禁酒制度の沿革を云へば、何時代にも禁酒制があつた。松波仁一郎博士は次の如く述べてゐる。

『……古きをいふ時は今より三千年、即ち西歴紀元千百年前埃及は禁酒令を出したり、又希臘、羅馬にても或階級の者の飲酒を禁酒したることあり、カルセーヂにては何人にも戰爭中飲酒することを許さず、又官吏は在職中裁判官は裁判中飲酒することを得ずとしたり、此等の中にて唯時間的又は階級的に制限したる禁酒法は割合に克く行はれたるも一般的及永久的の目的を以てする禁酒法は却つて忽ち破られ決して円滑に施行せられざりき、支那の傳説に禹は禁酒制度を布きたりといふことあるも眞偽を保せず又一人として其結果良好を語る者なし。』（松波仁一郎博士、前掲論文、一八―一九頁。）

我日本も古来禁酒制度を採用したることがあると云はれる。

『……孝謙天皇の時代には百姓飲酒して農事を怠るとて禁酒を命じ、平城天皇の時巳年相継ぎ米穀足らざるを以て造酒すべからずとし又禁酒を命じたり。後、北條足利時代等にも禁酒制度を布きたることあるも（徳川時代に或政策よりして飲酒を奨励したることもありき）何れも一時的のものなり。維には永久的に禁酒を定むる意思にて法を制定したることありしも一として其目的を達するものなかりき』

（松波仁一郎博士、前掲論文、一八頁。）

我國に於ても台湾に於ては酒類專賣を実施してゐるから、次に述べるこ

とゝする。

二、台湾に於ける酒專賣

台湾に於ける酒專賣の実施は大正十一年七月一日からである。然し酒專賣が初めて台湾總督府の議にあらはれたのは大正五年夏であり、之を初めて提唱したのは、当時の台湾總督府專賣局長賀来佐賀太郎氏であつた。その年には專賣案は餘り進展しなかつたが、後五年を経て大正十年に至り、氏が總務長官となつてから、其の主張が通り、実現を見たのである。（註一）いはゞ氏は「酒專賣の生みの親」と云へる。

台湾の酒と内地の酒は異り、また酒造業の規模も同日の談でないことは勿論であるが、ともかく、台湾で酒專賣を実施し、酒造官營の実例を提供してみるのである。台湾の酒專賣から学ぶべきものは決して尠くはないであらう。

以下台湾に於ける酒專賣の実情について主として述べることゝする。（註三）

註一、杉本良、「專賣制度前の台湾の酒」（昭七、六）四六七頁参照。

註二、平藩雄「台湾に於ける酒專賣制度と其の現況」台湾時報（昭六、七）二頁。

註三、台湾に於ける酒專賣の創業については既に「麦酒專賣に関する研究」に於て述べたことがあるから、こゝでは專ら酒專賣の現況について成るべく詳細に述べることゝしたいのである。尚台湾の酒專賣が成功した原因については汐見三郎「稅制改革の具体案」経濟論叢（昭和一一・一）参照。

(一)酒專賣の目的

台湾に於ける酒專賣は單に財政的見地に立脚して収入増加のみを図るを以て其の主眼とするのではなく、島民の保健衛生に資せんとする目的をも兼ねてゐるのである。（註二）

註二、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）四頁参照。

当時總督府に於ける歳入は逐年膨脹し行くの状態であり、然も、内に河川の整理、蕃地の開発、教育、衛生の施設、道路の開鑿等幾多の緊急施設を要するものあり、外に南支、南洋に対する台湾本来の使命にして果すべき多くの問題があつたのである。然るに他方歳入は将来是等所要額と必ずしも随伴して昂進して行くの見込なく、台湾歳入の枢要なる位置を占むる專賣収入は其の将来を

見るに、阿片は制度の関係上、其の収入年々激減してゆく状態であり、之が缺滅を補ふの必要があつた。然しながら、國民の義務負担たる新税を起すことは、当時の一般經済界の趨勢より見ても、民心の傾向より察しても忍び得ざるところのものがあつたのである。

又従来台湾に於ける酒の製造法は極めて幼稚で、其の上、資本が充実しない為に設備不完全で、品質劣悪であり、保健衛生上、寒心すべき点が多々あつたので、之が製造法を改良統一し、品質を改善し、以て其等の欠陥を極少ならしめることは年来總督府の冀望であつた。

茲に於て、年来の腹案である酒の專賣を起して、一方、年々増加する財政上の一助とすると共に、他方品質を改良し以て島民の保健衛生に資せんとする二大目的を以て、大正十一年七月一日から酒專賣を実施するに至つたものである。（註）

註、平塚雄、「台湾に於ける酒專賣制度と其の現状」台湾時報（昭六、七）

佐藤喜吉「台湾の酒專賣に就て」工政（昭四、一）台湾總督府專賣局「台湾の專賣事業」（昭和五年）八四―八五頁參照。

尚、第四十五回帝國議會衆議院豫算委員第三分科會席上に於て、台湾總督田健治郎男爵は次の如く説明してゐる。

『此の酒の專賣をやると云ふことは收入の財源を作るといふことが一つの趣旨になつて居ります。もう一つ、是は公衆衛生の方から此の酒の專賣を仕要と感じたのであります。』

杉本良、「專賣制度前の台湾の酒」、五〇六頁參照。

当時、酒の專賣制度が未だ欧米諸國にも成功しないのを理由として、之を我が新領土に断行するに至つたことを危ぶみ、代ふるに酒造税の増加を以て適なるに若かずとする者があつた。然しながら造石税を増加することは次の諸点に於て不利であることが指摘されてゐる。即ち、㈠十分に財政上の目的を達し得られないのみでなく、㈡依然其の製造を民間に委する為、品質の向上統一及衛生保健を期し難く、㈢其の増加税額は製造者より小賣人に至る迄には次第々々に擴大されて、結局消費者の負担が、増税額以上に過大のものとなること。

台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」、（昭和五年）、八五頁參照。

かくて、『酒造税の増加を以て年々増加する總督府の財政上の一助と

するよりも、酒專賣による方財政上遙かに有利なるもの」（註一）とし、酒專賣こそ、「殊更一般の負担を増さしむることなくして、政府の歳入を増進せしむる最穏当の策である」（註二）となしたのであると云はれてゐる。

註一、佐藤喜吉、「台湾の酒專賣に就て」、工政（昭四・一一）、一九頁。

註二、平瀬雄、「台湾に於ける酒專賣制度と其の現況」台湾時報、（昭六・七）二頁參照。

(二) 專賣の酒類と其の範圍

現在、台湾に於ては、一般酒類については製造販賣の両方面に亘り完全專賣を行ひ、酒精については島内販賣の專賣といふ不完全專賣を行ひ、即ち酒精の製造は、一定の制限の中に民営を認め、且つ島外へ移輸販賣することだけを認め、島内の用途に向けられるものは必ず總督府の手を経ることとなつてゐる。之れ島内の消費は極めて少く其の製造は島外への移輸出を主目的として居るからである。尚參酒については販賣の專賣といふ不完全專賣を行つてゐる。（註）

註、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）八七、八頁參照。汐見三郎、「台湾の酒專賣」經済論叢昭一一・一參照。

台湾の酒專賣は二つの階梯を経て発達したもので第一は大正十一年五月五日律令第三号の台湾酒類專賣令によるもので第二は昭和八年律令第一号の台湾酒類專賣令附則によるものである。大正十一年の酒類專賣は廣く酒精及酒精含有飲料並に白麹、紅麹、酒母、醪の台湾島内の製造及販賣にわたつてゐたが、それには二つの例外があつた。過渡的の例外たる「專賣制度実施前より持越したる酒類の外に「酒精」と「麦酒」とが其の例外となつてゐたのである。即ち大正十一年に於ては、「酒精」については製造及島外販賣は民営を認め島内販賣のみ專賣を行ひ、「麦酒」については製造販賣ともに專賣の範圍外に置いたのである。昭和八年七月に至り「麦酒」の製造は從来通り民営を認め販賣のみ專賣としたのである。

汐見三郎、「台湾の酒專賣」經済論叢、昭一一・一參照。

台湾で需要せられる酒類は、釀造酒、蒸溜酒、再製酒の總てぐあるが、更に之を細別すれば、釀造酒中には清酒、葡萄酒、濁酒の類、蒸溜酒中

には、酒精、焼酎、米酒、醪盛酒、再製酒中には紅酒、薬酒、
白酒、味淋の類を含んでゐる。專賣制度に所謂酒精及酒精含有飲料とは
上記の各　を悉く含ませたものである。但し酒類は其の酒精分普通四十
度内外が最高で、清酒の如きは十六七度を出ない。五十度以上の飲料は
極めて稀であるが、近時酒精工業の發達に伴ひ時に極めて高度の酒精含
有飲料を製出するものがあるので、專賣令では酒類の酒精分九十度以上
のものは凡て之を酒精として取扱ひ、九十度未満の酒精含有飲料は專賣
令に於ける所謂酒類として取扱つて居るのである。（註）

註、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）、八五―八
六頁參照。

(三)　專賣酒類の製造

台湾に於ける酒類の消費高は昭和九年度に於て三六五、六九六垓であ
り、同年度に於ける酒精購入高は七七、九一一垓で、製造高は三一一、
五二三垓に達する。

台湾で製造される酒類は釀造酒、蒸溜酒、再製酒の凡てに亘つてゐる。
然し釀造酒は極く僅かであつて、大部分は米酒、糯粟酒、泡盛、焼酎等
の蒸溜酒、及び紅酒、薬酒、糯米酒、白酒、味淋、洋酒等の再製酒であ
る。即ち釀造酒は八・五四％、蒸溜酒は七七・九四％、再製酒は一
三・三四％を占めてゐるのであつて、蒸溜酒と再製酒とで九〇％に
達するのである。この点は注意しなければならない。（註）

註、この点が『製造方面からみて酒專売の可能なる最大原因』と云はれ
てゐる。

佐藤喜吉、「台湾の酒專賣に就て」、工政（昭四・一）、一九頁
參照。

尚、台湾總督府總務長官、賀来佐賀太郎氏は第四十五帝國議會貴族
院豫算委員第六分科会の席上で次の如く述べてゐる。

「酒の專賣は先きに總督から申上げました様に、台湾の酒の大部分
が蒸溜酒でございますから、其の蒸溜酒は製造及保存が割合に簡單
で不安が少う御座います、といふこと、製造の方法に非常に特別な
技術を要すると云ふことが、酒の專賣を行ひます上
に吾々が非常に安心を致して居る
良、「專賣制度前の台湾の酒」（昭和七年六月）、五二四頁參照。

汐見博士も台湾の酒專賣が成功した原因の一つとして『製造酒類の大部分が蒸溜酒並びに再製酒にして清酒の如くに爰質爼敗の虞あるものが一部分に過ぎず、從つて專賣に適してゐること』を挙げてゐられる。

汐見三郎、「稅制改革の具体案」經済論叢、第四十二巻第二号（昭一一・四・一一）、七一頁參照。

大正十一年專賣実施の際には約二百名の製造業者が台湾各地に製造場を經営して酒類を供給してゐた。而して從来台湾に行はれて来た酒類は所謂在来酒と内地製造の移入酒と支那酒及西洋各國から輸入される洋酒とがあつて、内地酒も其の數極めて多く、六十餘種に上つてゐたのである。（註）

註、平瀬雄、「台湾に於ける酒專賣制度と其の現況」台湾時報、（昭六・七）參照。

台湾總督府專賣局では成るべく工場を集中し、製造技術の統一と生産費の節約とを回ることに努めると同時に、地方的嗜好の如何をも斟酌し、且從来酒造業に附帶せる地方産業に對する打撃をも出来得る限り輕減するの必要があるので、工場の配置や其の製造設備に関しては十分是等の点を顧慮せねばならなかつたのである。（註）

註、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）、八九―九〇頁參照。

かくて、酒類專賣創造に際しては、当時既に存してゐた二十一工場を徴收し又は借上使用すると共に屏東工場を新設し、爾後一定の計画に從ひ工場を新營し增設し改築すると共に十二工場を廢止し、現在は十工場で製造してゐるのである。是等の工場は原則として蒸溜酒と再製酒の製造を行つてゐるのは僅かに台中工場と埔里工場と花蓮港工場のみである。（註）

註、汐見三郎、「台湾の酒專賣」經済論叢、（昭一一・一・一一）、參照。

台湾で製造せられる酒類の主なるものについてその製造法を畧述しよう。

イ、釀造酒

台湾に於ける釀造酒は清酒のみで、その製造法は内地に於けると全く

同様である。尚こゝに附記して置くことは島内需要の清酒の一部として理化学研究所鈴木博士の合成酒即ち理研酒を造つてゐることである。

ロ、蒸溜酒

米酒。これは原料米としては西貢、蘭貢地方の破碎米を使用し、麹としては台湾独特の白麹（Peka）と称する糖化菌と酵母菌とを含有するものを用ひる。即ち米を蒸溜しそれに前記の白麹を加へ、時々水を添加して醱酵せしめその醪を蒸溜したもので酒精分二〇度と二五度との二種類を販賣してゐる。仕込より一週間で製品となる。

糖蜜酒。之は砂糖を製造した残りの廃糖蜜に酵母を加へて醱酵せしめて蒸溜したもので、その製造法はアルコールの製造法と全く同様である。　酒精分二五度、三〇度、三五度の三種類を販賣してゐる。

其他。泡盛、焼酎、高粱酒等あるが　前記のものに比すれば極く少量であるから省略する。

ハ、再製酒

紅酒　台湾独特のもので、且つ世界に冠たるものとして挙ぐべきものである。之は糯米の蒸餾したものに、紅麹（Anka）と云ふ一種の紅い麹

を加へ、水を混合して、或一定期間醱酵せしめて、それに原料として米酒を加へて製造し、少くとも二ヶ年以上そのまゝ貯蔵して後販賣するもので、その製法は稍〻内地の味淋の製造に似てゐる。その品質の優良なることは支那産紹興酒に匹敵し、貯蔵と共に品質の向上するもので、台湾に於ても非常に珍重せられ、台湾の習慣として冠婚等の祝宴には必ず用ひるものとなつてゐる。尚貯蔵したものには老の字を附して老紅酒と云ふ。

薬酒。之は米酒、糖蜜酒等に草根木皮の漢薬十数種を加へて製造したものである。主として台湾人間に於て滋養強壮剤として飲用される。

糯米酒。之は糯米の蒸餾したものに、白麹を加へて一定期間糖化作用を行はしめ、それに糖蜜酒を加へて製造したものである。

台湾總督府專賣局樹林酒工場技師　佐藤喜吉、「台湾の酒專賣に就て」（工政、昭四・一）に據る。

尚杉本良、「專賣制度制の台湾の酒」には台湾に於ける各種酒類の製法について詳述してある。（同書、一七三―二〇九頁参照）

昭和九年度酒類消費高表

	数量	金額
清酒	50、937 石	4、709、585 円
米酒	158、774	5、572、857
糖蜜酒	62、018	1、741、603
紅酒	31、442	1、863、327
洋酒	3、804	1、034、546
麥酒	46、983	2、637、301
其ノ他	11、738	1、048、648
計	356、696	18、607、869
人口		5、194、980 人
一人当	70 石	3、58 円

備考　台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第三四年報に據る。

昭和九年度酒類製造高表

種類	数量
清酒	24、294 石
米酒	158、272
糖蜜酒	61、839
泡盛	654
焼酎	862
紅酒	30、337
藥酒	6、266
糯米酒	1、332
高粱酒	44
蓬萊味淋	4
白酒	137
洋酒	167
葡萄酒	682
酒精	1、879
内地移出酒	152
計	286、921
原酒	24、602
合計	311、523

備考 台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第34年報 昭和九年度（昭和11年3月15日發行）に據る。

昭和九年度酒類購入高表

	数量	金額
内地清酒	29、190 石	2、358、244
味淋	481	45、310
移入藥酒	112	51、324
移入洋酒	86	20、077
移入葡萄酒	3、391	614、360
輸入洋酒	571	67、681
輸入支那酒	767	31、292
麥酒	43、302	1、904、856
純酒精	11	683
運送費	---	25、168
計	77、911	5、120 995

備考 台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第34年報 昭和九年度（昭和11年3月18日發行）に據る。

工場

	清酒	米酒	糖	計	料清酒	料精	合計
	垓	垓		垓	垓	垓	垓
台北	---	32.060		45.482	---		45.482
樹林	---	35.254	-	50.714	---		50.714
宜蘭	---	12.338	-	16.355	---		16.355
台中	20.824	39.806	5	66.936	---		66.936
埔里	294	3.199		3.519	---		3.519
嘉義	---	---	33	41.943	24.602		16.936
台南	---	3.463	12.	16.036	---		16.036
屏東	---	25.946	-	25.946	---		25.946
花蓮港	3.176	6.206	6.	16.340	---		16.340
台東	---	---	3.	3.650	---		3.650
計	24.294	158.272	61.	286.921	24.602		311.523

備考 台湾總督府

酒類製造高（昭和9年度）

種別		数量	
醸造酒	清酒	24,294	
	計	24,294	8.54%
蒸溜酒	米酒	158,272	
	糖蜜酒	61,838	
	泡盛	654	
	焼酎	862	
	計	221,626	77.94%
再製酒	紅酒	30,337	
	薬酒	5,836	
	糯米酒	1,332	
	白酒	137	
	味淋	4	
	洋酒	251	
	計	37,924	13.34%
精酒		496	0.17%
合計		284,340	

備考 台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第34年報に據る。

工場別酒類製造高表（昭和9年度）

	清酒	米酒	糖蜜酒	泡盛	焼酎	紅酒	葉酒	糯米酒	高粱酒	薏苡味	茉莉琳	白酒	洋酒	葡萄酒	酒精	内地移出酒	計	原料酒精	合計
	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩		瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩
台北	---	32,060	582	654	---	10,010	1,020	---	44	--		---	167	682	111	152	45,482	---	45,482
樹林	---	35,254	---	---	---	15,460	---	---	---	--		---	---	---	---	---	50,714	---	50,714
宜蘭	---	12,338	---	---	---	4,017	---	---	---	--		---	---	---	---	---	16,355	---	16,355
台中	20,824	39,806	5,402	---	763	---	---	---	---	〃		137	---	---	---	---	66,936	---	66,936
埔里	294	3,199	---	---	26	---	---	---	---	--		---	---	---	---	---	3,519	---	3,519
嘉義	---	---	33,597	---	---	---	5,246	1,332	---	--		---	---	---	1,768	---	41,943	24,602	66,936
台南	---	3,463	12,573	---	---	---	---	---	---	--		---	---	---	---	---	16,036	---	16,036
屏東	---	25,946	---	---	---	---	---	---	---	--		---	---	---	---	---	25,946	---	25,946
花蓮港	3,176	6,206	6,035	---	73	850	---	---	---	--		---	---	---	---	---	16,340	---	16,340
台東	---	---	3,650	---	---	---	---	---	---	--		---	---	---	---	---	3,650	---	3,650
計	24,294	158,272	61,839	654	862	30,337	6,266	1,332	44	4		137	167	682	1,879	152	286,921	24,602	311,523

備考　台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第34年報に據る。

(四) 專賣酒の販賣

酒類の販賣については專賣官署より消費者に達する中間機関を賣捌人と小賣人との二段制度とし、賣捌人及賣捌區域を八九とし、昭和六年七月更新期より匿名組合の設置を認め現在に至つてゐる。小賣人は各賣捌區域別に其の賣捌人に所屬し、昭和九年度末小賣人は八、〇五六人である。

（註）

註、台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第三十四年報に據る。

酒類賣捌人員表（昭和9年度）

州廳別	賣捌人	小賣人	賣捌人一人当小賣人員	賣捌人一人当平均人口	小賣人一人当平均人口
台北	22	1.997	91	46.914	518
新竹	9	907	100	81.445	808
台中	18	1.727	96	64.303	670
台南	18	1.754	97	72.994	749
高雄	15	1.200	80	47.899	599
澎湖	1	128	128	66.843	522
台東	2	132	66	33.312	505
花蓮港	4	211	53	26.643	505
計	89	8.056	91	58.371	645

備考　台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第34年報に據る。

酒類の販賣は原則として二級制を採用し販賣官署より各賣捌人に對し夫々其の等級に應じ定められたる價格を以て賣渡し、賣捌人は之を一定の價格にて小賣人に賣渡し、小賣人は更に定價を以て之を消費者に販賣するのである。

而して販賣官署より各賣捌人に賣渡す場合には四箇月延納担保制を認めたこと、小賣人に就ては現金制を採ったこと、定價制度を嚴守すること等凡べて煙草の場合と同樣である。（註）

註、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）參照。

販賣手数料は小賣人に於ては全島均一であって一率に定價の八分と定まってゐるが、賣捌人にありては小賣人店舗に至る迄の運送賃を負担するを以て土地の便否等により專賣局より賣捌人に賣渡す價額は六階級の等差を設け交通不便の地方には手数料を多くし其の運送賃を補はしむることとなってゐる。即ち次表に示す如くである。

中間商人の手数料

區域	當局から賣捌人に賣渡す價格	賣捌人から小賣人に賣渡す價格	賣捌人利益	小賣人利益
第一級地	定價の千分の八百九十	定價の千分の九百二十	三分	八分

第二級地　定價の千分の八百八十五　定價の千分の九百二十　三分五厘　八　分
第三級地　同　八百八十　同　四　分　同
第四級地　同　八百七十五　同　四分五厘　同
第五級地　同　八百七十　同　五　分　同
第六級地　同　八百六十　同　六　分　同

備考、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）に據る。

但し例外として當局が賣捌人の手を經ずに直接消費者に賣渡す場合がある。即ち軍隊酒保委員から酒類賣渡の請求ある場合は其の一で、此の際には定價の千分の八百七十を以て賣渡す。又蕃地警備員の代表者、又は蕃地に於て事業に從事する消費者の代表者が所轄專賣官署の指定する箇所を取引地に定め、其の賣渡を請求する場合は其の二で、此の場合には當局の指定地を賣捌區域とする酒類賣捌人に賣渡すと同一の價格に依つてゐる。（註）

註、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）參照。

これは消費者と區域とが限定されてゐるためである。

佐藤喜吉、「台湾の酒專賣に就て、」工政（昭四・二）二一頁參照。

尚料理屋値段は一般小賣値段にサービス料其他を加へたものである。これは料理屋の提供する酒は單なる商品としてゞはなく、設備サービス其他が加はるから定價嚴守の適用を受けないことになつてゐるのである。（註）

註、汐見三郎、「台湾の酒專賣」經濟論叢（昭二・一・二）參照。

酒類の販賣と關聯して說明を要するのは容器問題である。專賣酒は瓶詰を原則とし、零賣（斟賣）を許さない。之は單に劑水や粗惡酒の混合を防ぎ、數量の正確を期する等消費者の利便を考慮し、同時に品質上に保證を附する結果に他ならないのである。但し米酒、糖密酒の如き主成分がアルコールである處の蒸溜酒にありては、各小賣人の店頭に酒精計と寒暖計とを備へさせ、消費者が隨意に自己の買受くべき酒の酒精分を檢查し得ることとして、米酒、糖密酒に限り零賣を認めることにしてゐる。かくすればその間の弊害も自ら除かれ、瓶代も經濟となり、隨つて價格を廉ならしめ得ると共に、消費者の必要量だけを隨意に購入する事が出來る等の便があるからであつて、主として下級消費者の便を計つた結果である。（註）

註、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」（昭和五年）參照

尚注意すべきは、故意でなくて自然的に酒類の品質に惡變を來した場合には、政府は何時にても無償にて兩酒の交換に應じ、又專賣官吏は常に賣捌人と

共に管内の小賣人を巡回して注意監督し、一般消費者に常に新鮮な品質の優良のものを供給することに努力してゐることである。(註)

註、佐藤喜吉、「台湾の酒專賣に就て」工政(昭和四、一)二二頁參照、尚昭和九年度に於ける酒類の賣渡高は三六五、六九六姮、金額一八、六〇七、八六九円であつて前年度に比して六七、八〇一姮、金額三、八三九、〇一五円の増加を示してゐる。主なる増加は麥酒專賣に因る外昨年に比し一般の景氣上昇に伴ひ比較的高級酒類の需要多きに因るものである。(註)

註、台湾總督府專賣局、台湾總督府專賣事業第三十四年報參照。

(五) 酒專賣の實績

台湾に於ける酒專賣は大正十一年七月一日創業せられたものであるが、創業以来日猶浅きにも拘はらず、その成績は極めて順調なる發達を遂げてゐるものと云へよう。

先づ財政方面を觀るに、酒專賣收入の總督府財政上に占むる地位は極めて重要であり、昭和九年度に於ける台湾總督府の歳入一一〇、六一四、五二〇円であつて、その内、專賣收入は四六、三〇二、一六九円で四一、八六%を占め、專賣收入が台湾總督府歳入に於て極めて重大なる地位を占めてゐることが分るのである

が、酒專賣收入は一七、一九八、四〇〇円で、專賣收入の三七、一四%を占め、總督府歳入の一五、五五%に當るのである。台湾に於ける專賣事業は阿片、食塩、樟腦、煙草、酒の五であるが各專賣收入の專賣收入に於ける地位は、阿片五、五三%、食塩五、八四%、樟腦一八、五八%、煙草三二、九一%、酒三七、一四%であつて、酒專賣收入は最高であつて專賣收入の点から見て酒專賣收入が總督府財政上極めて重要なる地位を占むることを知るのである。

台湾に於ける酒專賣創始の當時、酒の專賣制度が未だ歐米諸國にも成功してゐないのを理由として、之を我が新領土に斷行するに至つたことを危ぶみ、代ふるに酒造税の増加を以て簡なるに加かずとするものがあつたのであるが、(註二)今や專賣創始當時聲明せし酒專賣收入の豫想年額一千五百萬円を突破するに至り『世界に範を示すに足る好成績を擧げてゐる』(註三)のである。

註一、台湾總督府專賣局、「台湾の專賣事業」(昭和五年)八五頁參照、

註二、佐藤喜吉、「台湾の酒專賣に就て」工政(昭和四年一月号)二二頁。

かくの如く酒專賣收入は專賣收入中最高であり、台湾總督府歳入に於て極めて重大なる地位を占めてゐるのであるが、然らば酒專賣の純益はどれ程かといへば、台湾總督府專賣局の發表によれば、八、三二四、三八〇円である。

酒專賣は財政方面より觀て上述せるごとく良好なる成績を收めてゐるのであるが、既述の如く、酒專賣は單に財政的見地からのみならず、保健衛生上の目的を兼ねてゐるのである。然らばこの方面から觀て果して所期の成績を擧げてゐるかどうか。この矣に關しても亦生産費の節約を圖り、品質の改善に努め、販賣方面の改良を企てる等、酒專賣事業の成績は大に見るべきものありと云って差支ないと思はれる。(註)

台灣歲入對專賣收入比較　(昭和9年度)

		金額	歩合
台灣歲入		110,614,520円	100%
內 專賣收入		46,302,169	41,86%
	食鹽	2,703,969	5,84%
	樟腦	8,601,275	18,58%
	阿片	2,558,370	5,53%
	煙草	15,240,152	32,91%
	酒	17,198,401	37,14%

備考　台灣總督府專賣局

台灣總督府專賣事業第34年報に據る。

台

年度別	ニ對スル割合
大正11年	,44
12	,95
13	,45
14	,04
昭和1	,82
2	,03
3	,35
4	,35
5	,08
6	,04
7	,30
8	,32
9	,14

備考

台湾酒専売収入累年表

年度別	台湾歳入	専売収入	内酒収入	台湾歳入ニ対スル専売収入ノ割合	専売収入ニ対スル酒収入ノ割合
大正11年	81,832,456円	37,178,186円	6,482,126円	45,43%	17,44
12	86,124,327	41,964,834	8,789,813	48,73	20,95
13	85,255,818	39,706,917	10,900,297	46,57	27,45
14	92,052,322	42,367,627	12,301,976	46,03	29,04
昭和1	96,588,358	42,688,363	14,009,270	44,20	32,82
2	93,215,763	40,330,239	13,723,232	43,27	34,03
3	104,377,526	47,255,360	15,289,393	45,27	32,35
4	107,581,501	48,473,037	15,126,700	43,28	31,35
5	98,516,544	43,473,404	14,379,584	44,01	33,08
6	93,352,371	39,468,968	12,646,961	42,28	32,04
7	96,583,189	40,648,456	13,534,195	42,08	33,30
8	100,664,080	41,045,534	14,497,265	40,77	35,32
9	110,614,520	46,302,169	17,198,401	41,86	37,14

備考　専売収入に対する酒収入の割合は筆者の算出にかかる

台湾総督府専売局　台湾総督府専売事業第34年報に據る。

專

區		計
益	專賣品賣上	46,302,168円
	現金	31,331,251
	固定資本	946,761
	雜收入	117,027
	計	78,697,209
損	專賣品原料購入	15,611,450
	事業費	9,087,017
	固定資本減耗	229,198
	前期ヨリ繰越品	30,743,065
	計	55,670,732
	差引	23,026,476
	備考	

專賣事業損益計算表（昭和9年度）

區分		食鹽	樟腦	阿片	煙草	酒	計
益	專賣品賣下代價	2,703,769円	8,601,275円	2,558,370円	15,240,152円	17,198,401円	46,302,168円
	現品	1,996,315	2,567,804	7,457,359	8,625,070	10,684,702	31,331,251
	固定資本增額	94,894	290,299	1,201	90,738	469,627	946,761
	雜收入	14,934	35,381	408	11,422	54,879	117,027
	計	4,810,114	11,494,760	10,019,340	23,967,383	28,407,611	78,697,209
損	專賣品及原料購入費	1,609,353	1,954,111	306,557	4,759,073	6,781,187	15,611,450
	事業費	802,458	2,805,681	230,898	1,763,078	3,484,899	9,087,017
	固定資本減額	68,265	41,816	318	18,886	99,710	229,198
	前期ヨリ現品越高	1,725,701	5,579,786	7,341,028	6,579,815	7,516,732	30,743,065
	計	4,205,780	10,382,064	7,878,802	13,120,854	20,083,230	55,670,732
差引益		604,334	1,112,695	2,138,537	10,846,528	8,324,380	23,026,476

備考　円位未満ハ切捨

台湾總督府專賣局、台湾總督府 專賣事業 第34年報 昭和九年度（昭和11年3月18日發行）に據る。

註、台湾に於ける酒專賣の結果について台湾酒課長平樽雄氏は次の如く云はれる。『更に事務方面の成績を見ますに先づ製造方面に於ては、工場の集約と統制とに依る生産費の節約は勿論、科學的管理によって生産費の節約を図って来たのでありますが、殊に本島消費酒類の大宗である米酒の如き、製造数量並生産経費は全製造酒類の六割を越え、賣上収入も全酒類の約五割に達して居るので、當局に於ては、專賣創業以来鋭意之が製造方法の改善に努力し、其の結果專賣前の成績に比べると一定の原料米から得られる製品の得量、即ち歩合の如き實に三〇%以上の向上を来し、年々数十萬円の原料費其の他の節約を来して来たのであります。然し是等改善は要するに、旧来の方法を基礎として進んで来たのでありましたから、ここに新に歐洲各國で酒精製造を大規模に行って居るアミロ法を採用することとし、作業の機械化科學化を図り更に一〇%位の製品の得量を増加し、且本法を應用するときは白米を使用するの要なきを以て、之が経費を省くことが出来、之を全島工場に實施する暁は、年額少くも二〇萬圓の生産費を節約することが出来る見込で、昭和四年先づ樹林工場に之を實施し、漸次各工場に及ぼそうとして居るのであります。

尚アミロ法に依るときは、科學的操作のもとに行はるるがため、夏冬を通じて一定した品質の優良なる製品が得られ、機械化による生産により工場能力は著しく増大し、工場建物の如き從来の瓦を使用した場合に比べると四分の一で足りるのであります。

專賣の主要目的である品質の改善に就ては、酒類は國民的飲料として、衛生保健上最重大なるものであるから、專賣以後は專ら工場設備の改善に力をいたしたのでありまして、これが施設も大半を完了し、漸く内容の充實を見んとして居る狀態であります。酒質についても、絶えず研究を重ね、常に嗜好の適應といふことに意を用ゐて来たのでありますが、昭和四年には、台中支局清酒工場に新に冷凍裝置を採用設備し、四季を通じて優良なる酒の生産を図り、酒質の改善に努めたのであります。温度の高い本島に於ては、在来の塩水管式冷凍法は工場内を不潔に導くので、特に最新の考案に成る空氣冷却法を採用したのであります。この裝置は即ち熱絶緣をなせる小室にアンモニアの氣化により室内を攝氏五度以下に冷却せしめ、空氣濾過裝置により濾過された清淨空氣を導き、茲に冷却された空氣を送風機たより仕込室其の他の各室に空氣誘導管を通じて毎時三萬八千立方呎の送風をなすので、仕込室其他を冷却して温度上昇せる空氣は再濾過裝置に返流し、循環して冷却の目的を達するのであります。

本裝置は、實に清酒製造上新機軸を開いたものであります。斯の如く製造技術の進歩著しく、これを民營時代の設備施設に比べると、洵に雲泥の差があるのであります。

次に販賣方面に於ては、民營時代に於けるが如き營利にのみ駆らるることなく、よく競業を除き、需供を調節して、溫賣、信用貸、酒代金の貸滯又は販賣上の過大廣告より生ずる出費などを省いたことと、販賣機関の統制によって容量の正確、酒質の精選、供給の円滑を来たしたことも專賣前の狀態に比し格段の相違であります。云々。』

平輝雄「台湾に於ける酒專賣制度と其の現況」台湾時報第百四十號、昭和六年七月號、一二、三頁。

第二節　清酒專賣の性要と其利益

内外非常時局の重壓は統制經濟への移行を促進せしめずには置かない。自

由主義經濟より統制經濟への移行は、現に進行しつゝあり　また時代の要望でもある。

社會經濟生活の一構成部門たる財政生活も亦新時代の要望に從つて改革されねばならない。かくて統制經濟の時代に對應せる新財政形態が必要とされる。それが時代の要求であり、それによつて非常時局の打開がなされねばならない。

內外非常時局に對應せる統制經濟的財政々策こそ新時代の財政々策の基調でなければならない。(註)

註、井藤半彌、「租稅、公債に代る新財政形態」エコノミスト　昭八・四・一。
同「財政政策の新基調」日本評論、昭一一・五參照。

今や世界を擧げて未曾有の軍備擴張時代を現出し、國際的摩擦の白熱化する所、方に一觸即發の危機を包藏しつゝある。實に現下の國際情勢は世界大戰の前夜を彷彿たらしむるものありといふも決して過言ではなかろう。

何人も此の儼然たる客觀的情勢に對しては目を蔽はんとするも徒爾であろう。(註二)

かゝる國際情勢に直面し、今や我國が未曾有の難局に臨みつゝあることは周知の事實である。

然しながら、『今日の我國の對外的難局は、躍進に躍進を重ねつゝある我國力の發展、特に滿洲事變以來の國際的勢威の昂揚に伴うて、必然的に列強との間に釀成せられた摩擦に基くものであつて、躍進國家の遭逢すべき當然の試錬である』(註三)と解すべきである。

吾人は時局を積極的に認識する。我國が日清日露、日獨戰爭の三期を劃して大飛躍を遂げたことは周知の事實であるが、我國は今や滿洲事變を契機として、前古未曾有の一大飛躍を遂ぐべき重大なる時局に在る。(註三)現下の我が對外國策の基調が『新興滿洲國の健全なる發展を保障し、日滿支三國の完全なる提携を遂げ、國力の飛躍的增進と相俟つて東亞安定勢力としての確乎たる地歩を堅め、世界恒久平和に寄與せんとする』(註四)に在ることは、時局の積極的認識に立脚するが故に他ならない。

註一、陸軍省新聞班、「陸軍軍備の充實と其の精神」(昭和十年十月)一頁參照。
註二、陸軍省新聞班、前揭書、二一三頁。
註三、岡野鑑記、「馬場財政と東亞政策」外交時報(昭和一一・五一五)五九—六〇頁參照。
註四、陸軍省新聞班、前揭書、四頁。

かくのごとき國際情勢に直面し、かゝる意味の未曾有の難局に臨みつつあ

る我國が、軍備充實と庶政一新を要望し、その國策遂行のために空前とも云ふべき多額の經費を必要とすることは豫想するに難くないところであり、それなくしては『我國の國防全きを得ず國家の躍進亦期するを得ない』ものである以上、『國民臥薪嘗膽するとも之を捻出するの決意が絶對に必要であり、』（註）また國民の大多數は眞に國家の發展のために必要なる國費支辨のために微力を致すことを惜しむものではない。

註、陸軍省新聞班、前掲書、八七頁。

いまや、如何にして國策の遂行上必要なる國費の增大に對應してゆくために增收を圖るべきかといふ問題が、當面の、最も切迫せる問題となつてゐるのである。

明年度豫算總額は三十億円を突破し、馬場藏相の云へるごとく『皆て見ざる飛躍的の膨脹』を示し、然も『此の狀態は相當年度間繼續するを免れざるものと考へられる』（註二）のであるが、かゝる尨大なる國費を如何なる財源によつて支辨すべきかゞ今後の重要問題たるは言ふを俟たない。

今後必然的に膨脹しゆく國費を公債發行と增稅によつて充分支辨し得るや否やは甚だ疑問である。公債の發行には限度が存することは云ふまでもない。

而して增稅によつてよく財政的目的を達し、非常時財政の要求に應じ得るや否やは疑はしい。

我國の租稅體系に於て消費稅が極めて重要なる地位を占むることは云ふまでもない。而して消費稅の引上げによつて增收の目的を達し得るや否やは疑問であり、往々にして所期の增收を見ずして、時としては租稅收入の減退をも招來するのである。

茲に於て、消費稅の代替としての專賣が今日重要なる意味をもつことゝなる、（註三）國費の財源として專賣を考慮すべきことが要請されねばならない。

消費稅の增徵は、價格の引上げを通して大衆生活への重壓となり、所謂大衆課稅の非難を免れない。然るに專賣によつて、大衆生活への重壓を齊らすことなしに、一增の增收を圖ることが可能であるとするならば、その結果は、利潤を資本へではなく國家の手へ收め、一部少數の人々を潤ほすのではなく、社會全體を潤ほすこととなり、消費稅も遥かに望ましいものと云はねばならない。（註三）

專賣の可能なる產業については、これを專賣とすることによつて、財政上

の目的を達し得、よく増收の目的を達し、更に彈力性をも有し得、尚社會政策的効果等をも擧げ得るのであつて、これ即ち專賣が今日特に重要なる意味をもつに至つた所以であり、專賣の必要が高唱さるる所以である。

清酒專賣實施の必要が唱へられるのは、それが財政上、社會政策上、保健衛生上幾多の利益があるためであつて、次に清酒專賣の利益について述べることとしよう。

註一、馬場藏相談、東朝（昭一一・一一・二七）による。

註二、阿部勇、「財源としての專賣の一考察」東朝（昭一一・四・二八）參照

註三、阿部勇　前揭論文、東朝（昭一一・五・二）參照、神戸正雄、「消費稅の理想としての專賣」租稅研究第八卷、一二二頁參照。

非常時財政の先づ第一に要求するところは國庫への增收が可能であつて、然かも彈力性に富むことである。而して清酒專賣のごときはよくこの要求に對應し得るものと云へる。

清酒專賣を實施するに於ては、從來よりも一層國家の財政收入は增加するであらうと期待さるる。更に專賣となることによつて脫稅は全然不可能となつて完全に防止さるる、又微稅費が要らなくなるからして、この方面からも國家の財政收入は一層增加するものと期待さるるのである。（註三）

註一、「先づ稅の時代には營業者たる私人の手に收めらるつつあつた利益が、此の專賣時代には或度まで、即ち彼等への政府賠償を超過するだけに於て國庫に歸屬するの可能性もあるし、人口の增加、經濟力の發達に伴ふ購買力の增進に因る自然增收の可能性もある。……」神戸正雄、「增稅及整稅論」昭和十年、三六三頁

註二、「政府專賣の場合には、民間に任かされた場合よりも、大体一層大規模なることを得て、其点からしても經費の割合に少きことが出來、生產政策上有利となり得る。」神戸正雄、租稅研究、第八卷　一二三頁。

「生產方法にても、今日の進歩したる方法を採用するときに、從來

のよりも遙かに費用を節することが出来……販賣方法にても、從来の民營下には宣傳、廣告、招待、外裝などに可なりの巨費を伴ふたのを一切無用に歸せしめるといふこともある』神戸正雄、「增稅及整稅論」（昭和十年）三六三頁。同「非常時の財源問題」（昭和八年）一五九頁以下、同「租稅研究」第八卷、二二三頁參照

註二、神戸正雄、「增稅及整稅論」（昭和十年）三六三、四頁。同「租稅研究」第八卷、二二七頁參照。

尚煙草課稅時代に於ては、その稅收入最高三百萬円に過ぎなかつたに煙草專賣法が施行されて明治三十八年には三千三百六十萬円の利益を擧ぐるに至つた。かくの如く、課稅時代の稅收入と專賣施行直後に於ける益金との間に三千萬円といふ大きな開きを示したのは、主として專賣によつて脫稅の阻止が完全に出来た爲であると云はれる。

「專賣事業の現況」エコノミスト（昭八・九・一五）參照

以上述べたるごとき諸理由からして清酒專賣を實施するに於ては一層增收を得ることが可能であると期待されるが、尚專賣にすれば、俄かに大なる收入を必要とするときにも、一層の增收を計ることが稅の場合よりも一層容易であるのである

註、『……專賣下には價格の統制が民業下よりも一層完全であるので、將來財政需要の增大したときには、其を利用して一層の增收を計ることが稅の場合よりも一層容易である』神戸正雄「增稅及整稅論」昭和十年）三六四頁。同「租稅研究」第八卷、二二六頁參照。

『……俄かに大なる收入を必要とする時に消費稅を大幅に引上げる樣なことがあると需要の減退を伴ふ事となり其の目的を達し難いから、寧ろ專賣課稅の方法を採るのが目的に適ふのである』汐見三郎「稅制改革の具体案」經濟論叢（昭二、四）七〇頁

『尚消費稅收入と財政獨占の場合に於ける國家企業の收入との間には、議會の協贊を得る關係に於て著しく趣を異にすることは注意を要する』青木得三、「官業及官有財産收入」（經濟學全集）二六八頁

上述せるごとく、清酒專賣を實施するに於ては、財政上多大の利益が期待さるるのであるが、尚社會政策的効果を擧ぐることも期待し得るのであるが、現在の消費稅の制度の下に於ては、消費者の能力に適應して課稅すること

であるといふ彈力性を有することとなり、（註）非常時局の要求によく對應し得るのである

が行ひ難く、清酒は酒精分二十三度以下のものは、優等品たると劣等品たるとを問はず、一率に一石四十円を課してゐるのであつて、負担が甚だしく不公平であるか、然も現行制度ではその間に差等を設けることは技術上困難とされてゐるためである。然るに專賣制度となれば優等品と劣等品との間に相當の價格の差別を附けることが出来て、累進課税の趣旨を徹底せしめ得る。かくて清酒專賣の實施によつて、從来の税制下よりも負担の公平を期待することが出来るとされる。(註)

註、『……優等酒は必ずしも一層富める者が使用するとは限らぬ。隨つて右の累進課税的の方法が眞に其趣旨に合するとはいへぬといふが、併し大体の傾向としては、富者は貧者よりも一層優等のものを消費するのであり、夫の方法によりて大体、一層の公平が得られ且つ社會政策に合するを得るのである』神戸正雄、「増税及整税論」(昭和十年)三六六頁。尚、同「非常時の財源問題」一六。頁。同「租税研究」第八巻二一六、七頁。「專賣事業の現況」エコノミスト(昭八、九、一五)参照

更に清酒專賣を實施するに於ては、保健衛生上の効果をも擧げ得ることが期待されるのである。この点は國民保健上重視されるべきものと考へる。(註)

註、『……此專賣制下には、酒の品質の改良が政府の手によりて相當に行はれ、特に從来、民營時代に於て動もすれば行はれたやうな衛生上有害な物の製造はなくなり得て、保健衛生上には適確に改良される』神戸正雄、「増税及整税論」昭和十年、三六八頁。

『政府專賣であれば、夫の民間に任かされた場合よりも一層良く、製品を吟味し有害品を販賣せざることが出来る。又消費者の目を掠めて混物を行ひ、品質又は價格詐欺を行ふが如きことのないといふことが出来る。何れにしても消費者の衛生又は経濟上の保護が一層良く專賣により達せられる』同、「租税研究」第八巻、二一八、九頁。尚、同「續租税研究」一七八、九頁参照

尚、神戸博士は清酒專賣の保健上の利益として消費の制限といふ点を擧げてゐられる。

『……財政需要が退却して、酒消費制限の公益上の要求の切なるものありと認められるときには、此酒の消費を制限する政策をも取り得るに於て一層便なること』を指摘され『此制限が今直ちには用立たぬとしても、他日機會さへ来れば此公益目的の爲めに大に貢献し得るといふ長所を潜

在する譯である』と述べてゐる。

神戸正雄「増税及整税論」昭和十年、三六八頁参照。尚、同「租税研究」第八巻二一八頁。同「續租税研究」一七五頁参照。

かくのごとく、清酒専賣の實施は、財政上、社會政策上、將亦保健衛生上幾多の利益が期待されてゐるのであって、清酒専賣の實施が要望される所以である。

第三節　清酒専賣實施の困難

上述せるがごとく、清酒専賣の實施は、財政上、社会政策上、將亦保健衛生上多大の利益が期待さるゝを以て、清酒専賣實施に対する要望は識者の間に古くより存し、議会に於ても清酒専賣の實施を政府に希望する者は尠くはなかつたのである。（註）

然しながら、從来清酒専賣の實施に対する要望にも拘らず、未だに断行されるに至つてゐない。何故清酒専賣の實施が断行されないのであるか。清酒専賣の實施され得ない理由は何か。その根本的難関は何か。次に述べよう。

註　二、三の例について述べよう。

既に大正十四年一月三十一日には衆議院に於て湯浅凡平氏に依り政府は酒類専賣の可否に関し速に調査せられん事を望むと云ふ建議案が提出され、委員会附託の後同年三月十四日可決された。（勝本国士、「会成清酒と清酒専賣に就て」昭和五年、二頁参照）

同氏の主張は国家財源欠乏のために必要なる施設も出来ないでゐるのであるから、酒専賣によつて必要な收

益を挙げてその資に供しやうとするのであり、國内の酒を約六百万石と見、一升の生産費を三十錢賣價を平均一円五十錢と見て、即ち一升の利益約一円二十錢、六百万石では約九億円の賣上と、一億八千万円の生産費との差額七億二千万円とする。仮令、諸多の經費が尚この他に必要であるにしても、酒税收入に比して相当の利益があるであらうといふのである。（杉本良、「專賣制度前前の台湾の酒」昭和七年、四八〇、一頁参照）

又大正十五年三月には衆議院に於て神崎勲氏は

清酒釀造業官営は需要者の負担を公平ならしめ、而も需要者の負担を増さずして國家の收益を増大すべきは事実なりと信ず、其の結果は社会政策上極めて有益なる施設たるのみならず、亦以て国家財政上有利なりとす。政府は果して之に対して如何なる所見を有するや

と云ふ質問をなしてゐる（勝本国士、一七―一八頁参照）

尚昭和六年春の第五十九議会に於ては政友会選出の小野寺章氏は更に一歩進んで、

酒造事業は之を官営と為さんことを望む

と云ふ建議案を提出してゐる。

同氏は酒官営の利益を以て農村振興を図る為に農村銀行の設立と農村特殊工業制度の樹立を図らうとするのであつて、酒專賣そのものに就ては酒の生産費一石三十円、販賣價格一石平均百三十円、差引一石当り百円の利益即ち所要消費量約六百万石に対する約六億円の利益を挙げることが出来るであらうとなしてゐる。この六億円の利益中、酒造税に相当する二億四千万円、酒造業者に対する賠償交付公債七億二千万円の利子三千六百万円、包装及配給機関の卸小賣手数料一億二千万円、合計三億九千六百万円を差引き、結局二億四百万円は酒專賣が酒造税制度よりも多く挙げ得る利益であるとふしてゐる。（杉本良、前掲書　四八一頁参照）

從来清酒專賣が実施され得ぬかつた主ふる理由として次の諸点が挙げ得る。

即ち

一、国家が清酒專賣実施に要する多額の創業資金の調達の困難なること。

二、清酒釀造に於ては特殊の技術、熟練を要し、大工業的に操業することの困難なること

三、清酒は其の製造並に貯蔵中に於て変敗の虞れあること。
四、清酒は其の品質を均一ならしむることが困難であつて、品質に應じて販賣價額を一定することが殆ど不可能なること。
五、清酒專賣実施に伴ひ、酒造業者を首とし多數の失業者を生ずること。
等である（註）
而してこの中、二、三、四の諸点は実に清酒專賣の実施を困難ならしめる根本的理由であると云へる。

註、大正十五年三月衆議院に於て議員神崎勲氏が
清酒醸造業営営は需要者の負担を公平ならしめ、而も需要者の負担を増さずして国家の收益を増大すべきは事実ふりと信ず、其の結果は社会政策上極めて有益なる施設たるのみふらず、ホ以て国家財政上有利なりとす。政府は果して之に対し如何ふる所見を有するや
といふ質問をなしたことは既述せるごとくであるが、これに対し、時の藏相浜口雄幸氏の名に於てふされたる答弁書を掲ぐれば次の如くである。
酒類專賣については、前議会並に今議会に於て既に衆議院の建議あり又坊間に於ても一大財源として之を主張するものあるも、官業事業の拡

張に付ては篤と考慮を要するのみふらず、政府に於て調査したる結果に依れば、酒類は左記理由に依り專賣に適せざるものと認む。
一、販政上の目的を以て酒類專賣を行ふに当りては製造專賣と為すべく、販賣專賣を以てしては、財政上の目的を達するに不充分なり、酒類の專賣を行ふときは其の生産費を低減し、酒質の向上を図る等有利ふる点なきに非ざるも酒類は未だ完全ふる機械的工程を以て製造することを得ず、多年の慣行に従い製造せられつつあるものにして今日の状況に於ては官営とすることを得ざるものふるが故に其の経
二、酒類は其の製造並に貯藏中に於て変敗の危険を伴ひ今日の科学に於ては未だ絶体的に之を防止することを得ざるが故に其の経営は甚だ困難にして官営に依り良好ふる成績を挙げ得べきや否やは疑問なり。
三、酒類製造業は現今我国に於ける重要ふる産業にして、若し之を專賣するときは約一万二千を算する酒造業者を首とし、多数の失業者を生ずべし。殊に財界不況の今日民業を奪ふは不可ふり。
四、酒類の大部分を占むる清酒の製造時期は普通冬期に限られ人員使

用上不経済にして官業事業たるに適せず。

五、酒類専賣を行ふときは其の販賣價額を一定するの必要あるも其の品質は製造場の位置、使用原料、気候、醸造技術、貯藏方法等に依りて異り仮りに之を幾多の等級に區分して價額を一定せむとするも始ど不可能なり。

六、政府の調査する所に依れば特に専賣の爲に價額の引上を行はざる限り、現行租税の制度に比し財政上多大の増收を期し得べきや否や甚だ疑問なり、（勝本國士、前掲書、一八―一九頁參照）

清酒専賣の実施は多大の利益を期待されふがらも、その実施を困難ならしむる諸種の事情のためにその断行は始ど絶望とされて来たのである。

清酒専賣の実施を困難ならしむる諸事情、殊にその根本的難関を無視しては清酒専賣を論ずるを得ない。

然るに、近年発明されたる合成清酒は、之を専賣とするに適してゐるものであつて、従来清酒専賣の実施を困難ならしめた根本的理由は、この合成清酒の出現によつて全く克服されたと云ふも決して過言ではあらう。

次に合成清酒について述べよう

第四節　合成清酒の製造法

鈴木梅太郎博士一派の理研酒と称する合成清酒の研究は、当時切迫せる我國の食糧問題解決の一助たらんとする國家経済的見地より出発せるものであり、（註一）種々苦心の結果出来たのである。（註二）これらの事情については此處に述ぶることを省き、直ちに理研酒の原料及製造について述べることとする。（註三）

註一、鈴木梅太郎「理研酒と食糧問題に就て」日本醸造協会雑誌（昭三、二）參照

理化学研究所「理研清酒に就て」昭和五年、二―三頁參照

註二、理研酒の研究の経過については、理化学研究所、前掲書、四―七頁參照

註三、合成清酒にも種々あるが、そのうち代表的ふものとして既に大工業的に生産され、市場にも販賣されてゐる理研酒について專ら述べること、した。

配合に用ふる原料成分中の主なるものは琥珀酸「フマール酸」、及「アラ

ニン」、「ロイシン」「チロシン」「フエニールアラニン」等のアミノ酸であるが、之等の原料は大量に、廉價に製造されてゐる。（註一）

次に理研酒の製造には多量の「アルコール」を要する故に其の供給が問題とする。五百万石の清酒が全部新法に依ると仮定して約百万石の「アルコール」を要するが、理研酒が將来全部在来の清酒に代つても原料に差支ないのみならず、大量に生産すれば益々廉價になる見込である。（註二）

次に添加すべき原料としては「パレリアン酸」「レヴリン酸」「プロピオン酸」醋酸「プロピルアルコール」「アミルアルコール」「ピルビン酸」「アセトアルデハイド」及び此等の酸、アルコールに依つて構成される「エステル」類等であるが、その添加の量は万分の一乃至数万分の一といふ極少量で充分である。（註三）

以上述べた原料を適当に配合して水に溶かし尚一層精製して充分くせのないものとなし、「アルコール」を次に添加し熱を加へるとか、或は其の他の適当の処置により成熟を促進して一ケ月乃至二ケ月も貯藏すれば殆ど清酒と同様のものが得られるのである。（註四）

註一、「之等の原料が大量に、廉價に製造し得られなければ仮令試験室で配合に成功しても大工業とはならない。琥珀酸の如きは数年前迄は琥珀を乾溜して作つたもので非常に高價であり且つ大量には得られなかつた。それで種々其の製法を研究したのであるが、幸に藪田博士が「フルフロール」の分解によつて容易に之を製する事に成功したので目下当所で下瀬学士、大岳学士が担当して之を作りつゝある。

「フルフロール」は籾殻、麩、玉蜀黍の芯等を高熱を加へて熱すれば出来る。「アミノ酸」に就ても六所学士が其の精製法を担当して如何に大量でも供給し得らるゝやうになつた。一部分の原料は又「カーバイト」から「アセチレン」瓦斯を作りそれから製造する。目下理研にて「アセチレン」より氷醋酸をも製造して居るが「アルコール」も出来る。「アミノ酸」の方は特に之等を多量に有する蛋白質（大豆、小麦、麩）等を分解して特殊の方法で分離精製して居る」

理化学研究所、前掲書、七一八頁。

註二、「現今日本の「アルコール」の産額は台湾の糖蜜から造るものが主であつて十三四万石内外である。内地、北海道で馬鈴薯、甘蔗其他より約

二百万石位は出来るが兎も角非常に不足である。台湾の糖蜜の方は今後左程の余裕がない。最高十七八万石位だらうと思はれる。それで百万石の「アルコール」を馬鈴薯から造るとすれば、幾何の土地を要するかといふに一石の「アルコール」を造るに約一反歩の畑を要する。（五百貫の馬鈴薯を收穫するものとして）故に十万町歩となる。甘藷でも略同様である。又満洲の高粱を用ゐるならば、一石の高粱から約三斗の「アルコール」がとれる。故に百万石の「アルコール」には三百万石の高粱を要するのである。尚農産物から「アルコール」を造ることが困難な場合には「カーバイト」からの「アルコール」を利用すべきである。理研に於て研究した結果によると、一万キロワットの電力を一年間連続使用して約一万千噸即ち六万石の「アルコール」が出来る。故に二十万キロの電力があれば約百万石の「アルコール」を造るには充分である。

理化学研究所、前掲書、八一九頁。

「理研合成酒は其原料に於て少しも危惧を感じないのみならず、大量生産すればする程其原価は低廉となつて誠に前途有望である」

加藤正二、「合成酒工業の現況」工政、（昭五・一〇）一五頁

註三、理化学研究所、前掲書、九頁参照

註四、理化学研究所　前掲書　九頁参照

尚黒野勘六博士は理研酒合成法の根本理論について次の如く述べられる。

「近頃理研酒と称されて市場に出て居る合成酒は理化学研究所の鈴木梅太郎博によつて発明された大正十年特許第三九五〇一号を骨子として居る特種の清酒合成法によつたものである。此の製造法は「アラニン」若くは之れを含有せる蛋白の加水分解物を砂糖の液に添加し、清酒酵母若くは酒母を加へて醗酵せしめ、清酒様の香気を生成せしめた後に之に既製の酒精及び調味剤を添加する方法である。――――要するに理研酒合成法の根本理論は「アミノ酸」から醗酵法によつて清酒様香気物質を発生せしむることであつて、此の点は学術的理論を出発点とした真の合成酒に近いものであつて、此の以前に於て行はれた單ふる混成酒製造法とは全く其趣を異にしてゐるものである。故に学術的の基礎により真の清酒合成法を企図したものは此鈴木博士を以て嚆矢となすものであつて、之によつて清酒醸造界に一抹の涼風を送つた事は學界の為に大いに慶賀すべきことゝ思ふ」。と。

黒野勘六「合成酒論」（四）日本醸造協会雑誌（昭、五、一）七頁。

従来合成清酒の研究が屢々として進まなかつた主ふる理由は清酒の香味の成分が明かにされてゐないためである。

「清酒の成分は一定しふいが概略「アルコール」一五ー一七%「エキス」分四（此内「グルコース」「デキストリン」「グリセリン」「アミノ酸」類有機酸類を含んで居る）で其他揮発性の物質を無機成分が少量にある。之を配合したならば酒が出来るかといふに仲々さう簡単には行かふい。香味を左右するものは微量の物質である。就中香気の成分は十数種もあるが何れも万分の一乃至十万人の一であつて其等の調和が必要である。人間の嗅覚は頗る鋭敏なもので例へば「フルフロール」の如き成分は百万分の一でも喇酒家は之を嗅ぎわける事が出来る。斯くの如く微量にして而も非常に変化し易い物質を清酒中より抽出する事は豫想外に困難ふことである。故に或る成分の如きは醗酵の理論上存在せざるべからずとの推定の下に之を加へて良否を試験したものである。清酒中に微量の「アセトアルデハイド」がある。然し純粋の「アセトアルデハイド」を清酒に加へても決して芳香を増さふい。却つて不良となる。それで清酒中には「アルデハイド」が一種特別の状態をふして存在するもので之を蒸溜して集むれば最早や之の液中にある状態とは異つたものにふる様に思はれる。又各成分を配合して暫らく貯蔵すれば全然香気が変化する。斯かる変化は現在の化学にては説明が出来ふいことが多い。「アルコール」にしても十と八%といふものが分析の時に「メーター」に現れてもその全部が純粋の「アルコール」の形態で清酒中にあるものとは考へられふい。清酒から取出した芳香だと思ふ成分も合成酒に使つて時期を経過するに従つて予想外悪い結果を呈へた事もある。要はその配合成分の撰択とその分量とその調熟方法の如何にありと考へるのである。此の研究が遅々として進まなかつた理由もこれで大体了解せられることと思ふ」

理化学研究所　前掲書、六ー七頁。

尚鈴木梅太郎博士も次のごとく云はれる

「、、、、以上述ぶるが如く微量の香気成分の探求と、原料成分の廉価製造と調熟の促進方法とが解決すれば、合成酒は在来清酒と比較にふらざる程簡単に出来る。之が為に吾々は約十年を費したのであるが、現

在では既に其目的の大部分を達し得たと信ずる。、、、

鈴木梅太郎「日本酒及合成酒」日本工業大観、七二二頁

次に理研酒の成分を示さう。参考までに在来の清酒との比較分析表を揚げる。

成分	理研酒	清酒
酒精	一七、八五〇	一七、四五〇
エキス	三、七一〇	四、〇〇九
糖分	一、二八五	一、二七二
糊精	〇、二三一	〇、七〇〇
總酸	〇、一七五	〇、一七七
揮発酸	〇、〇一五	〇、〇三〇
不揮発酸	〇、一六〇	〇、一四七
グリセリン	〇、六六〇	〇、九八二
灰分	〇、〇六一	〇、〇五二
アミノ酸	〇、〇八五	〇、一七二
フューゼル油	痕跡	〇、〇三〇

註、理化学研究所、前掲書 九一一〇頁による。

第五節　合成清酒の利點

合成清酒は次の如き利点を有し、國家経済上より観るも、將又私経済的にも幾多の利益があり、國民保健上より観ても、在来の天然清酒に比して遥かに優れてゐることが知られるのである。

次に合成酒の主なる利点について述べることにしよう。

一、米を用ゐない。從って清酒原料米を節約し得て國家経済上有利である

こと。

鈴木梅太郎博士一派の理研酒の研究が、食糧問題解決の爲に國家経済的見地よりして出發せるものであることは周知の如くである。（註一）今日に於ては既に食糧問題解決せりと考へるのは卿か早計に失しないであらうか。それは久しきに亘る平和に慣れ、一朝事ある場合を忘れたる譏りを免れないであらうと思はれる。（註二）今日世界に於て國民の主要食物を以て國民の主要酒精飲料を造って居る國は我國以外には無いのである。（註三）

註一、鈴木梅太郎、「理研酒と食糧問題に就て」日本醸造協會雑誌（昭三・二）參照

註二、『一部には食糧品は國際的商品であるから金さへあれば外國から買

入れる事が出来ると考へる人もあるが實際そうは行かぬ。現在の如く世界各國が平和であればよいが、一朝事あるときはどうするか。歐洲大戰の時ドイツが敗れたのも要するに食糧不足からである。「ジヤガイモ」で戰って居つたが其の「ジヤガイモ」もドイツを最後迄救ふ事が出來なかつたのである。」鈴木梅太郎、前掲論文參照。

尚理研酒工場長鈴木正策氏が筆者に語られた所によると、燐酸アムモニアが輸入杜絶すれば米の收穫が二割乃至四割も減ずるとの事であり、之は内地では今の處製造出來ないものである。肥料が輸入杜絶した場合を考へれば非常時食糧問題は解決したとは云へないであらうとの御話であつた。

註三、『世界各國の酒精飲料に就て見ると國民の主要食物を以て國民の主要酒精飲料を造つて居るものは吾國より外に無いのである。葡萄酒國たる佛蘭酒、伊太利、西班牙、白耳義、葡萄牙等は小麥を主要食糧とするからして葡萄を多量に使用する事の爲に直接國民の食糧を脅かす事はない。麥酒を主要飲料とする獨逸、墺太利、和蘭、丁抹等に於ても國民の主要食料は小麥及び馬鈴薯であつて、麥酒の原料たる大麥を多量に使用しても直接國民の食糧を脅やかす事はない。』

此の大麥に代ふるに安價なる米國産玉蜀黍を以て麥酒を造ることが實行さるゝつゝある。』

黒野島六博士、「合成酒論」(一)　日本醸造協會雜誌(昭四・一〇)參照。

尚同博士は如何なる原料で酒精を造るのが最も經濟であるかを計算されて居るが、次に示す如く、米から酒精を造る事は如何に不經濟であるかゞ解るのであつて、又糖蜜から製造するのが最も經濟であることは明瞭である。

原料	酒精製造歩合（原料十貫より生ずる酒精(升)）	酒精一石を造るに要する原料(貫)	原料單價十貫に付き(一円)	製成酒精四里位一石当り(一円)
米	七・九	一二七	八・六一	一〇九・三五
大麥	七・〇	一四三	五・七二	八一・八〇
小麥	七・七	一三〇	四・七一	九一・二三
玉蜀黍	七・九	一二七	四・八一	九一・〇九
千甘藷	七・九	一二七	三・八〇	四八・二六
甘蔗糖蜜	六・八	一四七	二・八一	四一・三一

（原料の量費は皆本釀造試驗所購入價額より計算せるを以て糖蜜酒精は原産地台灣に於ては尚遙かに廉價にして本年は百斤僅に七十錢なり）

黑野勘六博士、前掲論文、一〇頁

二、合成清酒は腐敗の憂がない。

從来の清酒は醱酵中に酸敗したり、貯藏中に腐敗することがあるので貯藏中の腐敗は「サリチール酸」を添加して漸く其の安全を期するのであるが、それでも全國では全体の酒の二割位が毎年腐敗を免れない。爲に釀造家も販賣者も意外の損害を蒙る事がある。政府が酒を專賣となし得ないのも一つは此の点である。一体「サリチール酸」は衛生的に有害であるが酒が腐敗し易い物質であつて政府が其酒によつて多大の收益をして居るといふ立場から已むを得ず特に其の使用を許して居るのである。

然るに、理研酒に於ては最も腐敗し易い成分例へば「ペプトーン」とか、或種の「アミノ酸」例へば「シスチン」の如き硫黄を含むもの及び香味に関係のないものは成るべく除外し又は減じて居るので腐敗を起す細菌も容易に繁殖し得ないのである。かくて、理研酒は「サリチール酸」を使用せずとも

決して腐敗しないのであつて、腐敗によつて不慮の損失を招く憂はないのである。（註）

註、鈴木梅太郎、「理研酒と食糧問題に就て」日本釀造協會雜誌（昭三・二）参照。

理化學研究所「理研清酒に就て」（昭和五年）十頁参照。

尚黑野勘六博士も『合成酒は概して腐敗変性の憂が無い。從つて火落等による損害缺減等はなく、又遠方に大膽に之を販賣し得る』と云つてゐられる。

黑野勘六、「合成酒論」（二）日本讓造協會雜誌（昭、四・一一）五頁

三、合成清酒は短期間で製造が出来る。

合成清酒は短期日に造ることが出来るのであつて配合後一ヶ月もすれば市場に出し得るので設備と資金の点で旧来の製造方法とは比較にならない程経済である。（註）

註、鈴木梅太郎、前掲論文、理化学研究所、前掲書、十一、二頁参照。

黑野勘六博士も合成酒の利點として『天然酒の如く長き貯藏及び後熟を要しないから、廣き釀造場、多數の容器、莫大の資本を要せず

其の販賣に從つて絶えず之を生産し得る事』を擧げてゐる。（黒野氏、前掲論文、五頁。）

四、合成清酒は春夏秋冬時季を擇ばず製造し得る。旧来の清酒は其の醸造期間が殆ど冬期に限つてゐる。偶々四季醸造を行ふものがあるけれども種々なる原因からして夏季に於ては優良品を得ることは困難であるのみならず、夏季醸造には冷蔵庫、冷蔵装置等多大の経費を要する。之に反して合成酒は冷蔵機械等の設備なくとも春夏秋冬何時にても容易に製造し得るの利点がある。この点でも合成清酒は旧来の清酒に比して遥かに経済的である。（註）

註、黒野勘六、前掲論文、五、六頁参照。　尚鈴木梅太郎、前掲論文。理化学研究所、前掲書、十一、二頁参照。

五、合成清酒は製品の品質を均一ならしむることが容易である。合成清酒は一度配合が決定すれば殆んど同一の品質のものを任意の量に造ることが出来るのであり（註二）且つ又嗜好に應じ、甘口、辛口、濃淡等任意に加減し得るのであつて、この点は頗る有利である。（註二）從来の清酒醸造法では殆ど不可能とされてゐるところである。

註一、鈴木梅太郎、前掲論文。理化学研究所、前掲書、十一頁参照。

註二、黒野勘六、前掲論文、六頁参照。

六、合成清酒は製法が簡單で特殊の技術、熟練を要せず、完全に工業化し得る。

從来の清酒醸造には特殊の技術、熟練を要し、大工業的に操業することが困難とされてゐたのである。然るに合成清酒は製法簡單で機械的に行はれるから、特殊の技術、熟練を要しないのであつて、大工業的に操業し得るのである。（註）

註、黒野勘六、前掲論文、六頁。　鈴木梅太郎、前掲論文。　理化学研究所、前掲書、十一、二頁参照。

七、合成清酒の生産原價の低きこと。

既述の如き合成清酒の諸利点よりして、合成清酒は安き原料を用ひ、生産能率を高からしめ極めて経済的に製造が出来るのみでなく腐敗等に因る損失を免れることが出来るから、其の生産原價は低いのは当然であると云へようか。（註）

註、合成清酒の生産原價は何程であるか。二に就て正確な數字を求める

二とは困難である。然し大体の所は一石五十円位と見て大差ない様である。

理研酒工場長鈴木正策氏が筆者に語られたところによると、理研酒の生産原價については理化学研究所として正式に發表した二とは一度もないが、先づ一石の生産原價は五十円位とみてよからうとの事で、税金は一石四十二円であるが割水を考慮すれば、三十二、三円に當り、十七、八円が原料代、製造費であると思って大差ないとの二とである。

之は黒野勘六博士が合成酒の原價は一石五十円と見れば大丈夫であると言はれて居るのと符合してゐる。即ち次の如くである。

『合成酒一石を製造するに要する原料及び其の價額を示せば左の通りである。

（種目）	（價額）円
酒精	七・七六六
アミノ酸	二・四九一
有機酸類	一・四九二
グリセリン	二・四七一
麥芽糖	〇・七八五
糊精及糖類	〇・五一二
無機鹽類	〇・〇五二
蛋白質類	〇・一五八
電気代	〇・一二四
工賃	一・〇〇〇
計	一六・八五一・

此の表に見る様に合成酒の價額は石四十二円の税金を加算して約五十九円で生産し得る現状である。尚研究が進んだならば一層安價になり得ること、思ふが現状でも米を以てするより幾分か安直に得うること事は明瞭である。

然し尚茲に注意して置くことは合成酒は二三%迄の酒精を含有するものを造る事は容易である。然して査定を受けた後に二割加水すると酒精含量は一九・一%となり未だ天然酒より強い酒である。三割加水すると酒精は一七・七%であつて漸く天然清酒と同じ位となる。故に少なくとも二割の加水を行ふて天然清酒の生酒と同一程度となる理である。斯くせば合成酒の原價は尚二割丈減じて一石当り税金共四十七円二十

銭と云ふ計算となる。其の外意外の雑費が嵩むとしても一石五十円と見れば大丈夫である。」（黒野勘大、「合成酒論」、日本醸造協會雑誌（昭四・一〇、一一頁）

入、合成清酒は國民保健上より観るも、在来の天然清酒に比して遙かに優れて居る。

酒の害と云へば誰も「アルコール」の害といふ。然し純粋の「エチールアルコール」は害が少く、清酒中に極小量に含まれる「フユーゼル油」が有害な作用をするのでそれが宿酔の原因となる。「フユーゼル油」とは「アミールアルコール」「プロピールアルコール」「ケトン類」「アルデハイド類」等の總稱で極めて漠然たるものであるが、米を醗酵する際には主として蛋白の分解によつて出来るものでその量を加減することは殆んど不可能である。從つてどの酒も大抵萬分の三乃至五位は含んでゐる。「フユーゼル油」の少いもの程上等と云はれてゐる。

然るに、理研酒はその製法が單なる配合であるから、全然それ等の成分を除外する事が出来る。然しその「フユーゼル」中のあるものは香氣其他に影響するので差支ない程度に極少量を痕跡といふ程度で添加してゐる。その程度では宿酔しない。

尚理研酒は衛生的に有害なる「サリチール酸」を使用しない。

かくて合成清酒は國民保健上より観ても、在来の天然清酒に比して遙かに優れてゐるものといへるであらう。（註）

註、鈴木梅太郎、前掲論文。理化学研究所前掲書、一一頁参照

以上述べたる如く、合成清酒は國家経済上より観るも將又國民保健上より観るも、在来の天然清酒に比して遙かに優れてゐるのである。然しながら、酒は元来嗜好品であり、久しきに亘る國民の嗜好を無視し急激に変せしむることは決して穏當なることとは言へないのであるから、將来に於て合成清酒は國民大多數の嗜好に投じ得る可能性があるかどうかを次に考察することとしよう。若しも將来に於て國民大多數の嗜好に投じ得る可能性があり、合成清酒を以て在来の天然清酒に代らしむる事が出来るならば、それは國家経済上より観るも、國民保健上より観るも極めて有利であり、歓迎すべき事であるのは云ふまでもない。

然らば現在の合成清酒の品質は果して如何なる程度のものであるか。二ル

は極めて重大な且デリケートなことであるから断定的なことは云へないが、

市販の理研酒についての一般の世評は、天然清酒の上位の範圍に屬するものであると云ふ点には異論がない様であつて、又天然清酒と異る點は所謂ゴクが尚少しく不足してゐると云はれてゐる（註）

註、合成酒の品質に付て黒野勘六博士は次の如く述べてゐられる。

『今や合成酒の批評をなすものを見るにその多くは自己の利害関係から又は感情的から殊更に誇張したる悪罵をなすものが少くない……是等の批評を以て直に合成酒の眞價を論斷するなどは早計である。反之して一方合成酒禮讃者は現在の合成酒を以て天然酒の最優等の物に匹敵する如く誇張するものもあるが、之も亦採用し難いものである。然し余輩が最近自己の製品数百本を贈く寄贈して其の公平なる批評を求めたるに對し其の多くは品質の頗る向上せるを認め、天然酒の上位の範圍に屬する製品たるには異論なく、只天然酒と異る點は「ゴク」が尚少しく不足せりとの評が大多數であつた。既に市販の所謂理研酒等に就ても、一般の公平な批評は右と大同小異であつて、何れも早晩實用に供し得る程度まで進歩した事は學術の進歩上國家の爲慶賀すべき事と思ふ。……』

……實際年々行はるゝ品評會に於ても數千の出品天然清酒中玄人を感心せしめ全く批評のない様な清酒は僅かに數十を出でないのである。合成酒以下の品位の天然酒は無數である。又近頃地方の銘酒には非常に稀薄な「コク」の少ないものが頗る多い。要するに今や天然清酒と合成酒の差は天然清酒相互間の差より遙かに少ない事は確實である」と。（黒野勘六、「合成酒論」㈡日本醸造協會雜誌（昭四・一一）三、四頁

從来の天然清酒に久しきに亘り慣れて来た國民の嗜好に合成清酒が最初から無條件で受入れられるとは思はれない。然しながら合成清酒も最初から理想的のものを造ると云ふのは至難のことであるが、研究に研究を加へ、改善に改善を積んで行けば最初の目的――即ち醸造酒に代るべきものを造る事が出来るであらうと信ぜられる（註）

註、鈴木梅太郎、前掲論文。理化学研究所、前掲書、三頁參照。

他方に於て、國民の嗜好とても多少とも指導して変化せしめ得ることの可能性のあることを忘れてはならない。（註）

註、黒野勘六、前掲論文、三頁參照。

『嘗て本邦に於て煙草の專賣を実施した當時に於ては、世間に專賣局

の煙草は不味であるといふ不平があつたのであるが、其後手と共に斬次專賣局の煙草が世人の口に馴れて来て、大体斯かる不平がなくなつた。（勝本画士、「合成清酒と清酒專賣に就て」（昭和五年）六二―六三頁）

亦國民の嗜好が変遷する事実を注意しなければならない。苦がいと云つてあれ程に嫌はれた麥酒が廣く愛飲され今日では苦がい味がしないと本當の麥酒でないかの如く考へられるに至つたのである。（註一）而して清酒に対する世人の嗜好も変遷してゐるのであつて、往時の清酒は酒精の少ない濃厚な甘口のものであつたのが、現在の様な淡白な酒精の多い辛口のものに変じて来たことは何人も認むるところである。（註二）

註一、鈴木梅太郎、前掲論文。理化学研究所、前掲書、三頁参照。

註二、「斯の如き変遷は單に人爲的のみによるのでなくて、對食物の関係から相對的に変化する點も見逃してはならない。

日本酒は「リキユール」等と異り、食物と共に用ひられる事が多いので、料理が昔よりも濃厚に傾きつゝある現在では、甘酒の様な濁酒よりも比較的淡白なる芳醇酒が喜ばるるに至る事は當然である」

（黒野勘六、前掲論文、三頁）

過去に於て、例へば純粋酵母の應用や、乳酸の應用等が清酒の醸造に行はるゝ様になつた數年間は、何れも酒の味が淡白過ぎて所謂ゴク味が不足するとの批評を到る處で耳にしたものであつたが、現在では寧ろ淡白なる清酒を好む様になつて来た爲に、却つて在来の醸造法が淡白なる酒を造る様に改良追從して来たと云はれる。この結果を考へると、在来の天然清酒に比して尚少しく「ゴク」味が不足して居ると云はれる点は一般の飲用家にとつて左程顧慮されなくなるかも知れないと思はれる。（註）

註、黒野勘六、前掲論文、三頁参照。

上述せる如き諸事情より考察して、合成清酒が將来國民の嗜好に投じ得る可能性は充分にあると云ふも過言ではなからう。合成清酒を以て在来の天然清酒に代らしむる事は決して不可能ではないのである。それは國家経済上より観るも將亦國民保健上より観るも望ましい二となのである。

第六節　合成清酒による清酒專賣の可能性

清酒專賣は多大の利益を期待されながらも清酒は專賣に適せずとの理由により、その実施は殆ど不可能のものとされて來たのである。

然るに既に述べたるごとき、國家経済上にも將亦國民保健上にも在來の清酒に比して遙かに優れたる合成清酒は專賣とするに適してゐるものであつてこの合成清酒の出現によつて從來清酒專賣の実施を困難ならしめてゐた根本的理由は全く克服されたと云ふも決して過言ではないのである。

嘗て大正十五年三月衆議院に於て議員神崎勲氏が清酒專賣に対して政府は如何なる所見を有するやと云ふ質問をなしたるに対し、時の藏相浜口雄幸氏の名に於てなされたる答弁書に於て清酒は專賣に適せざるものと認めたのは実に次の如き根本的理由からであつた。

其の一は酒類は未だ完全なる機械的工程を以て製造することを得ず多年の慣行に從ひ製造せられつゝあるものにして今日の状況に於ては官営とするに適せずと云ふにあつた。

然るに合成清酒は完全なる機械的工程を以て製造されるのであり、特殊の技術、熟練を要せず、完全に工業化することが出來、大工業的に操業し得る

のである。

其の二は酒類は其の製造並に貯藏中に於て変敗の危険を伴ひ今日の科学に
ては之を防止することを得ざるものなるが故に其の経営甚だ困難にして営業
に依り良好なる成績を挙げ得べきや否やは疑問なりと云ふにあった
然るに合成清酒は腐敗の憂がないのであって、腐敗によって不慮の損失を
招く虞はないのである

其の三は清酒の製造時期は普通冬期に限られ人員使用上不経済にして営業
事業たるに適せずと云ふにあった。

然るに合成清酒は春夏秋冬時季を撰ばず製造し得るのであって人員使用上
何等不経済の点はないのである。

其の四は酒類専賣を行ふときは其の販賣價額を一定するの必要あるも其の
品質は製造場の位置、使用原料、気候、醸造技術、貯藏方法に依りて異なり
仮りに之を幾多の等級に区分して價額を一定せむとするも殆ど不可能なりと
云ふにあった。

然るに合成清酒は製造の品質を均一ならしむることが容易であって、嗜好
に応じ、任意の品質のものを任意の量に造ることが出来るので、品質に応じ

て販賣價額を一定することは云ふまでもない。

かくのごとく、清酒専賣の実施を困難ならしめてゐた根本的理由は、合成
清酒の出現によって全く克服されたと云へる。

特に清酒は専賣に適せずとなされた根本的理由は以上のごときものである
が、此等の理由の外、政府をして清酒専賣の断行を躊躇せしめたと思はるる、
理由としては、政府の調査する所に依れば特に専賣の為に價額の引上を行は
ざる限り現行租税の制度に比し歳政上多大の増收を期し得べきや否や甚だ疑
問なりと云ふにある。

然しながら合成清酒の生産賣は在来の天然清酒に比して遙かに低いのであ
って、特に専賣の為に價額の引上を行はなくとも、在来の天然清酒と大体同
様の價額にて販賣するとして、現行租税の制度に比し歳政上多大の増收を期
し得べきことは充分確信を以て云ひ得るのであって、此の点については更に
後述するところにより明瞭である。

尚以上に述べたる理由の他、清酒専賣の実施を困難なりとする理由として
は、酒類製造は現今我國に於ける重要なる産業にして若し之を専賣するとき
は約一万二千を算する酒造業者を首とし多数の失業者を生ずべし、殊に歳界